

# 官報

號外

明治二十九年二月七日

金曜日 内閣官報局

## ○第九回 衆議院議事速記録第二十一號

明治二十九年二月六日(木曜日)午後一時二十一分開議

議事日程 第二十一號 明治二十九年二月六日

午後一時開議

第一 裁判所ノ設立及位置並管轄區域ノ變更ニ關  
スル法律案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 害蟲驅除豫防法案(政府提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案(政府提出)

第六 公立學校職員退隱料等ニ關スル法

第七 鎮守府造船材料資金増加ニ關スル法律案(政府提出)

第一 読會ノ續(特別委員長報告)

ノ訴訟ヲ英貨壹萬圓と即チ我通貨九萬餘圓ヲ領收シ殘額七拾萬圓餘ヲ拠棄シテ示談濟方セリ  
一抑八拾萬圓ノ請求額ナルニ何故僅々九萬餘圓ニテ示談濟方セシヤ若シ起訴ノ理由相當ナレハ何故迄モ訴旨貫徹ノ方法ヲ採リ損害ノ回復ヲ計ラサリシヤ若シ起訴ノ理由不當ナリシ者ナレハ何故ニ請求額全部ヲ拠棄シテ帝國ノ面目ヲ保タサリシヤ

一又該訴訟ノタメ政府カ支拂ヒタル一切ノ費用金額ハ何程ナルヤ  
右政府へ質問ス

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ會議ヲ開キマスル、茲ニ議員末廣重恭君、戸田熊彦君ノコトニ就イテ、悲シムベキ御報道ヲ申上ゲマス、而シテ弔詞ノ決議ヲ請ヒマス、昨日、從來病氣ノ處、藥效ナクシテ兩人共逝去サレマシテゴザイマス、即チ茲ニ悲シムベキ御報道ヲ致シマス、而シテ兩人ニ對シテ、弔詞ヲ贈ル決議ヲ請ヒマスル

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ會議員末廣重恭君ノ長逝ヲ追悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス  
衆議院ハ議員戸田熊彦君ノ長逝ヲ追悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

○議長(楠本正隆君) 右ノ通決議ヲ要シマスル  
明治二十九年二月六日

○議長(楠本正隆君) 即チ全會一致ヲ以テ決シマスル  
衆議院ハ議員戸田熊彦君ノ長逝ヲ追悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

○議長(楠本正隆君) 今日、是ヨリ森林法案ノ委員會ヲ開キマス、御承諾ヲ請ヒマス

○議長(楠本正隆君) 森林法案ノ委員諸君ハ、退席ノ申出ガゴザイマス、御承認ヲ請ヒマスル

○議長(楠本正隆君) 次ハ請暇ノ件ニ就イテ御承諾ヲ請ヒマス、佐藤兵八君病氣ニ附キ四週間ノ請暇、石原半右衛門君病氣ニ附キ十日間ノ請暇、何レモ御承認ヲ請ヒマスル

○議長(楠本正隆君) 次ハ質問ノ説明ガゴザイマス  
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 諸君、是ヨリ諸般ノ報告ヲ爲シマスル  
(佐賀書記官朗讀)

守屋此助君ヨリ軍艦千島號訴訟事件ニ關シ政府へ質問書ヲ提出セラレタリ  
議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
海上ニ於ケル生命財產救護ニ關スル建議案  
提出者 櫻井義起君 櫻井勉君 和田彦次郎君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

議員末廣重恭君、戸田熊彦君死去ノ旨届出ラレタリ  
右成規ニ依リ提出候也

提出者 守屋此助 贊成者 鳩山和夫 外三十三名

軍艦千島號訴訟事件ノ質問

我帝國軍艦千島號裏キニ英國商船び一會社所有ノらうえん號ト衝突沈没セルヤ政府ハビ一會社へ對シ損害賠償金八拾萬圓請求ノ訴訟ヲ在横濱英國領事裁判所ヘ提起シ被告會社モ亦損害賠償金拾萬圓請求ノ反訴ヲ起シ其反訴手續上ニ付第一領事裁判所第二在上海英國上等裁判所第三英國領事院ノ判決ヲ受ケ我ノ勝利ニ歸シタリ然ルニ突然政府ハ八拾萬圓請求

衆議院議事速記録第二十一號 明治二十九年二月六日 議長ノ報告 質問ノ理由ニ關スル守屋此助君ノ演說



第一 裁判所ノ設立及位置並管轄區域ノ變更ニ關ス  
ル法律案(政府提出)

(左ノ議案ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)裁判所ノ設立及位置並管轄區域ノ變更ニ關スル法肆案

第一條 横濱地方裁判所管内八王子區裁判所ヲ東京地方裁判所ノ管轄トス  
但此ノ法律施行前ニ於テ八王子區裁判所ノ爲シタル裁判ニ對スル上訴ハ

**横濱地方裁判所ノ管轄トス**

札幌地方裁判所管内幌泉區裁判所ヲ日高國浦河郡浦河村ニ移シ浦河區裁判所ト改稱ス

判所ノ管轄ニ屬スヘキ事件ハ其ノ開廳マテハ仍木増毛區裁判所ヲシテ管

**第三條** 裁判所位置及管轄區域表中東京、橫濱、浦和、前橋、長野、新潟、奈良、福井、和歌山、高松、名古屋、廣島、山口、福島、山形、盛岡、秋田、札幌ノ如

各地方裁判所管内ニ於ケル區裁判所管轄中左表ノ通改定ス

## 裁判所位置及管轄區域表

武藏	横濱市	久良岐郡	橋樹郡	都筑郡
西多摩郡	西多摩郡	西多摩郡	西多摩郡	西多摩郡

鎌倉郡 津久井郡  
高座郡ノ内 台子寸  
松木寸 鳥黄寸  
寒川寸 小出寸

横	横濱
藤	藤澤
柳	柳沢
相	相模
模	模範
御	御殿
田	田代
澤	澤村
大	大坂
坂	坂町
明	明村
大	大和
和	和村
鶴	鶴沼
嶺	嶺村
谷	谷村
茅	茅ヶヶ谷
ヶ	ヶ村
新	新穂
穂	穂村
六	六會
會	會村
村	村

大澤村  
相原村  
大野村  
満村

新墺郡  
南墺王郡 / 内  
當滿可 小沐村  
兩間村  
三箇村  
大山村

北足立郡野村町内  
平野村  
綾瀬村  
上大河村  
三合村

三横戸浦  
名曾田和  
村根町  
村  
手神原大  
御根町  
村木  
水野芝土  
菊田村合  
村林  
與尾青井  
府間木谷  
丁本村不  
村  
大谷川鶴  
田口目  
保村町  
村

小加宮東  
社納原中  
村村村前  
有  
櫛橋平素  
養川力身  
町村村  
川原大東  
市石堂  
町村丁子  
木  
瓦瓦上脚  
草平子  
村村村

北岸玉器  
笠原村  
内

大正元義事記  
第二十一號  
明治二十九年二月六日  
歲次己卯立春  
宗閭村 南畠村 鶴瀬村 本谷村 三芳村

南埼玉郡ノ内  
越ヶ谷町 大澤町 川柳村 大相模村 蒲生村

越		川		幸 手		越ヶ谷	
武藏		下總		武藏		武藏	
大里郡 北埼玉郡 秩父郡 南河原村	比企郡 高麗郡 出丸村 三芳野村 大家村 金子村 川角村 富寺村 勝呂村 吾妻村 元狹山村 毛呂村 坂戸村 八ヶ保村 伊草村 三保谷村	入間郡 高階村 太田村 高柳村 大桑村 三田ヶ谷村 東村 志多見村 水深村 原道村 元和村 利島村 梅園村 越生町 藤澤村 入間川町 山根村 入西村 奥富村 入間村 山口村 福岡町 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 種足村 大越村 櫻現堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	中葛飾郡 中葛飾郡ノ内 高麗郡 久喜町 北埼玉郡ノ内 加須町 志多見村 水深村 原道村 元和村 利島村 梅園村 越生町 藤澤村 入間川町 山根村 入西村 奥富村 入間村 山口村 福岡町 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	下總	武藏	下總	武藏
大里郡 北埼玉郡 横見郡 上中條村 小曾根村 星河村 那珂郡 橘縣 男衾郡 兒玉郡	植木村 吾野村 中山村 勝呂村 勝樂寺村 東金子村 川角村 富寺村 元狹山村 毛呂村 坂戸村 八ヶ保村 伊草村 三保谷村	芳野村 福岡村 田面澤村 勝樂寺村 大井村 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	中葛飾郡 中葛飾郡ノ内 高麗郡 久喜町 北埼玉郡ノ内 加須町 志多見村 水深村 原道村 元和村 利島村 梅園村 越生町 藤澤村 入間川町 山根村 入西村 奥富村 入間村 山口村 福岡町 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	下總	武藏	下總	武藏
大里郡 北埼玉郡 横見郡 上中條村 小曾根村 星河村 那珂郡 橘縣 男衾郡 兒玉郡	植木村 吾野村 中山村 勝呂村 勝樂寺村 東金子村 川角村 富寺村 元狹山村 毛呂村 坂戸村 八ヶ保村 伊草村 三保谷村	芳野村 福岡村 田面澤村 勝樂寺村 大井村 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	中葛飾郡 中葛飾郡ノ内 高麗郡 久喜町 北埼玉郡ノ内 加須町 志多見村 水深村 原道村 元和村 利島村 梅園村 越生町 藤澤村 入間川町 山根村 入西村 奥富村 入間村 山口村 福岡町 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	下總	武藏	下總	武藏
賀美郡 北埼玉郡 横見郡 上中條村 小曾根村 星河村 那珂郡 橘縣 男衾郡 兒玉郡	植木村 吾野村 中山村 勝呂村 勝樂寺村 東金子村 川角村 富寺村 元狹山村 毛呂村 坂戸村 八ヶ保村 伊草村 三保谷村	芳野村 福岡村 田面澤村 勝樂寺村 大井村 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	中葛飾郡 中葛飾郡ノ内 高麗郡 久喜町 北埼玉郡ノ内 加須町 志多見村 水深村 原道村 元和村 利島村 梅園村 越生町 藤澤村 入間川町 山根村 入西村 奥富村 入間村 山口村 福岡町 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	下總	武藏	下總	武藏
大里郡 北埼玉郡 横見郡 上中條村 小曾根村 星河村 那珂郡 橘縣 男衾郡 兒玉郡	植木村 吾野村 中山村 勝呂村 勝樂寺村 東金子村 川角村 富寺村 元狹山村 毛呂村 坂戸村 八ヶ保村 伊草村 三保谷村	芳野村 福岡村 田面澤村 勝樂寺村 大井村 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	中葛飾郡 中葛飾郡ノ内 高麗郡 久喜町 北埼玉郡ノ内 加須町 志多見村 水深村 原道村 元和村 利島村 梅園村 越生町 藤澤村 入間川町 山根村 入西村 奥富村 入間村 山口村 福岡町 古谷村 大井村 不動岡村 鶴圭村 高野村 杉戸町 江面村 清久村 太田村 金杉村 川邊村 麟西町 三俣村 豊原村 福原村 南古谷村 福原村 种足村 大越村 櫻现堂川村 田宮村 田宮村 川邊村	下總	武藏	下總	武藏

衆議院議事速記録第二十一號 明治二十九年二月六日 裁判所ノ設立

明治二十九年二月六日

裁判所ノ設立及位置並管轄區域ノ變更ニ關スル法律案 第一讀會

二九

		長 野		前 橋		熊 谷	
		上 田	長 野	高 崎	前 橋	武 藏	
		信 濃	信 濃	上 野	上 野	比 企	
						企郡ノ内	大井郡ノ内
新潟市	中蒲原郡ノ内	小沼村	茅島村	上水内郡 更級郡ノ内	西群馬郡ノ内	東群馬郡 南勢多郡	下忍村 新郷村
日本島村	日本島村	桑原村	桑原村	中津村 大岡村 川柳村 聚村 東福寺村 寺尾村	高崎馬郡ノ内 古卷村 長尾村 倉賀野町 相馬村	碓氷郡 佐野村 久留馬村 金吉町 倉田村	元總社村 明治村 白郷井村 福岡村
三郷野村	三郷野村	垂垂村	垂垂村	上高井郡 稻里村 信級村 御厨村 西寺尾村	上高井郡 稻里村 岩鼻村 中川村 車郷村 室田村	總社町 豊秋村 小野上村 多胡郡 堤ヶ岡村	大關村 今宿村 八和田村 玉川村 明覺村 大河原村 櫻川村
大水村	大水村	早通山村	通山村	松代町 坂城村 今里村 信里村 共和村 大類村 坂澤村 箕輪村 國府村 桃井村	和舞村 木戸田村 真島村 日原村 小島田村 更府村 牧郷村 瀧川村 上郊村 清里村	那波郡 濱川町 伊香保町 高山村 駒寄村 金島村 宮前村 野本村 大洞村 北荻島村	下忍村 新郷村 羽生町 高坂町 小川町 明覺村 長野村 共和村 井泉村 須影村
新保村	新保村	庄酒村	木戸田村	力石村 杭瀬下村 村上村 更級村	和舞村 坂城村 今里村 信里村 共和村 大類村 坂澤村 箕輪村 國府村 桃井村	濱川町 伊香保町 高山村 駒寄村 金島村 宮前村 野本村 大洞村 北荻島村	長野村 共和村 井泉村 須影村
津島村	津島村	菱江村	山岡村	戸倉村 森村 東條村 東條村	鳥居津村 布施村 鹽崎村 牧郷村 瀧川村 上郊村 清里村	南甘樂郡 金島村 唐子村 菅谷村 竹澤村	廣木村 太田村 手子林村
中新津村	中新津村	白井村	白井村	五加村 豊榮村 八幡村	鳥居津村 布施村 鹽崎村 牧郷村 瀧川村 上郊村 清里村		

高

新 潟	長 岡	三 條	越 後	新 潟
越 後	越 後	越 後	越 後	越 後
南蒲原郡内 帶鐵村 ノ内	古志郡 片貝村 日越村 岩田村 尼瀬原村 桐原村 黒川村 鴻村	三島郡 内 中蒲原郡 内 七谷村 間瀬村	北魚沼郡 内 五出小島郡 千雲石崎村 西板町 谷井村 村町	南蒲原郡 内 三條町 旭村 東大崎村 高島村 西蒲原郡 内 燕町 熊森村 高島村 吉田村 竹山村 野山村 漆山村 砂山村 四ツ澤村 生田村 羽加茂村 所村 大崎村 村
坂井村	王寺飯塚村 浦村 上岩井村 寺川村 西寺川村 井川村	太花村 中島村 越村 野村 五ヶ瀬村	福矢村 加曾根村 仁作村 奈村 海濱村	横木村 樺木村 糞木村 栗木村 生津村 河越村 西村 居村 村
今町	脇村 本野町村 西越板村	天津村 深澤村 中野島村	岩松村 馬道村 佐渡村 室村 野尾村	小池村 中野村 小高村 中川郷村 鬼木村 須頃村 栗村 井村
新潟村	善高梨村 北西村	大宮本村 才津寺村 来迎寺村	赤塙村 米納村 石塙村 彦村 前津村 越前村 漁村 篠彦村 前村 村	三方崎村 大關村 地藏堂町 東太田村 川前村 和納村 升湯村 和納村 櫻井村 卷町 大浦村 長堀村 林村 横湯村 村
見附町	大島村 大積村 吉川村 中越原村 島崎村 寺泊町	大島村 塚山村 大島村 塚山村 大島村 塚山村	角田村 田濱村	上林村 西大崎村 本城村 木津村 嘉瀬村 新通村 板井村 五之上村 鳥原村 須田村 木津村 水鹿村 川東村 十全村 須田村

宮		島		廣		名古屋		高		阪	
福島		山口		廣島		名古屋		松		御坊	
郡山		平		德山		竹原		吳		紀伊	
磐城	岩代	磐城	周防	柳井津	山	柳井津	德山	竹原	吳	高松	御坊
常美富中 葉山村村 村村村村 村村村村	三春町内 郡山町内 安積郡内 片平村	安積郡内 郡山町内 大島郡内 柳井津町内 夏井村	大島郡内 柳井津町内 熊毛郡内 新庄村	柳井津	都濃郡	柳井津	德山	竹原	吳	高松	御坊
守山鄉村 根山村村 村村村村	御木澤村	富久山村	飯豐村	磐城郡	田原村	田原村	都濃郡	安藝	安藝	高松	御坊
都小澤高野 路泉石瀬村 村村村村	高野村	大瀬村	大瀬村	磐城郡	柳井津	柳井津	都濃郡	安藝	安藝	高松	御坊
芦要田村 澤村	逢隈村	桑野村	日積村	櫻葉郡	志和村	志和村	都濃郡	安藝	安藝	高松	御坊
片曾根村 村	豐江村	喜久田村	伊陸村	鳴門村	吉川村	吉川村	都濃郡	安藝	安藝	高松	御坊
		丸守村	多田野村	瀧根村	御蘭宇村	御蘭宇村	都濃郡	安藝	安藝	高松	御坊

○政府委員(清浦奎吾君) 諸君、本案ハ極テ單簡ナル法案ニアツテ、而シテ  
其理由ヲモ理由書ニ盡キテ居リマスカラ、別段辯明スル程ノ餘地ヲ留メ又ノ  
デアリマス、因ツテ簡単ニ要領ヲ搔摘シテ、少シ御話致シテ置キマス、横濱  
地方裁判所管内ノ八王子區裁判所ヲ東京地方裁判所ノ管轄ニ致シマスルノ  
ハ、是ハ明治二十六年法律第十二號ノ結果デアリマス、司法ノ管轄ハ横濱ニ  
屬シ、行政ノ管轄ハ東京ニ屬シテ居リマスル故ニ、諸般ノ事項、就中警察監  
獄等ノ事務ニ於テ頗ル不便ヲ極メマス、ソレ故ニ横濱ノ管轄セラレテ居ル  
所ノ八王子區裁判所ヲ東京地方裁判所ノ管轄ニ移スコトヲ以テ最モ便宜ナリ  
ト致シマス、第二ニ、此札幌地方裁判所内宗谷郡ノ稚内村ニ、稚内區裁判所  
ヲ置クコトデアル、是ハ唯今増毛區裁判所ノ管轄セラレテアリマスルガ、本  
管區裁判所ヨリハ殆ド五十里モ遠隔スルヤウナ有様デアツテ、而シテ道路交  
通最モ不便ナ處ニアリマス、此稚内邊ハ頗ル此近來ニ至リマシテハ漁業採モ

發達致シマスルシ、諸方ヨリ此漁業期ニ至リマスレバ、頗ル多數ノ人民モ入  
込ンデ參リマスルシ、又禮文、利尻杯ニ於キマシテハ、頗ル盛ナ處デアツテ、  
而シテ此本管ノ裁判所マテハ頗ル遠隔ニ致シテ居リマシテ、段々此犯罪杯ガ  
アツテモ、殆ド之ヲ裁判スルニモ、管轄區裁判所ノ遠イタメニ不便ヲ極メテ  
居リマス、デ、成程此訴訟事件カラ申シマスレバ、必シモ一ツノ區裁判所ヲ  
是非共置カナケレバナラスト云フ程事件ノ多イ所アリマセヌケレドモ、是ハ地形上誠ニ已ムヲ得ヌコトデアラウト思フノデゴザイマス、因テ  
新ニ一ノ區裁判所ヲ——ソレカラ此幌泉區裁判所ヲ浦河村ニスルト云フコト  
デアリマスガ、一體一旦定メタル官衙ノ位置ト云フモノハ、大概ナ事情理由  
デハ容易ニ變更セヌト云フ主義ヲ取ルノデアリマスガ、北海道ノ如キハ未ダ  
未開ノ地デゴザイマシテ、人文ノ進ムニ從シテ冷熱盛衰ノ變化ノ甚シイ所デ  
ハ、今マデ盛ニアタ處モ、鐵道道路、其他港灣等ノ都合ニ依ッテ、寥落タリシ  
ル場所ニナシテ、而シテ是マデ寥落タリシ場所モ大變繁華ニナルト云フ有  
様デゴザリマス、ソレデ今日ニ於キマシテ、此浦河ノ方ニハ警察署、郡役所  
ハノ設置モゴザリマスルシ、幌泉ノ方ニ比シテ見マスレバ、浦河ノ方が場所  
モ餘程繁華デゴザリマスシ、又第一其地方ノ中宜便宜ノ地デゴザリマス、殊  
ニ此幌泉ノ區裁判所ノ方ハ、既ニ廳舎モ朽腐シテ、到底改築シナケレバナラ  
ヌ時期ニ迫テ居リマスカラ、旁此浦河ノ方ニ移スト云フコトガ最モ便宜  
ト認メマスデアリマス、是等ノ事ニ就キマシテハ、其地方ニ於キマシテモ最  
モ希望ヲシテ居ル次第デアリマス、其他ハ登記出張所ノ管轄區域變更ノコト  
デゴザリマシテ、是ハ專ラ地方人民ヨリノ請願ニ基キ取調ベタモノデゴザリ  
マス、又此中ニハ既ニ衆議院ノ諸君中ヨリ、管轄ヲ變更スペシト云フ案ヲ昨  
年ノ議會ニモ又本年ノ議會ニモ御提出ニナタ御方ガアル位ノコトデアリ  
マス、是ハ専ラ此登記請求人ヲシテ、成ルベク便宜ヲ得セシメントスルノ趣  
旨ニ外ナラヌデゴザリマス、是ハ各村ニ涉リマシテ餘程複雜デアリマス故  
ニ、何レ特別審査委員會ニ付セラル、コト考ヘマスカラシテ、其詳細ナル  
コトハ、委員會ニ於テ御質疑ガアタナラバ十分ニ御辯明ヲ致シマス、右陳  
述ヲ致シマス

ノ方ニ照會シテ取調べタ次第アリマスルガ、種々書面モ澤山出テ居リマスシ、隨分混雜ヲ致シテ居リマスカラ、此處デ一々御答ヲ致シテモ宜シウゴザリマスガ、成ルベクナラバ委員會アドウカ

○佐藤忠望君(一百二十五番) 私モ御伺ヲ致シマスガ、今ノ御説明ニ依ルト、衆議院ヨリノ建議セアリ、又種々ノ願出等ニ依テ區域ヲ御變更ニナルト云フコトデアリマスガ、平地方裁判所ノ管轄内ニ標葉郡ト云フモノガアリマス、是マデハ中村裁判所ノ管轄ニナシテ居リマシタガ、是ハ標葉郡ヨリハ古來ヨリ中村ノ方ニ關係ガアリマスノデ、中村ノ方が總テニ便宜ノヤウニ思ヒマス、然ルニ之ヲ平ノ方ニ組入レルト云フノハ、地方ヨリノ請求等ガアツテノコトデゴザイマスカ

○政府委員(清浦奎吾君) 左様デゴザイマス、請求モアリ、且ツ前ニ申シマシタ通り、裁判所竝ニ地方廳杯ニ照會ヲ致シテ、管轄ヲ變ヘルト云フコトガ便宜デアラウト云フノニ基キ詮議ヲ致シマシタノデス、序ニ申述ベテ置キマスガ、此村方が御覽ノ通り、表ニ澤山出テ居リマスルガ、是ハ一寸御覽ニナシテモ見惡クカラウト思フノテス、ソレデ私が別ニ寫シタモノデ、黒字ト朱字デ見易イヤウニ拘ヘタモノガアリマスカラ、委員會ニワレヲ其儘提出致シマス、餘程村方ノ小サイ點デゴザリマスカラ、一々申上ゲテモ餘程混雜ヲ致スト考ヘマス

○新井臺君(四十八番) 説明ヲ求メマス、前橋裁判所ノ區域ノコトモ矢張出テ居リマスガ、利根川ヲ跨イテ、高崎ト前橋トアリマスガ、西群馬ノ北部ニ屬スル部分ハ前橋ノ方ニ組込ンデアリマスガ、是ハ單ニ登記請求人ノ便利ヲ當局者ガ圖ルト云フ譯ア、斯ウ云フ變更ヲシタノデスカ、或ハ地形上ノ關係等ニ依テ斯ノ如ク致サレタ意味モ含シテ居リマスカ、又當局者ガ登記請求人ノ便利ヲ圖ルタメニシタト云フ理由ニ見エテ居リマスガ、其管轄内ノ村方村方ノ登記請求人ガ、サウ云フ希望ヲ裁判所ニ申述ベテ、斯様ニナシタノデスカ、同テ置キマス

○政府委員(清浦奎吾君) 御答ヲ致シマス、前橋管轄ノ西群馬郡ノ内、桃井村ト云フノガ高崎管轄ノ西群馬郡ニ這入ルコトニアツテ居リマス、是モ前ニ述べマス通、全ク登記請求人ノ便宜ニ基ク調デゴザイマス、總テ此管轄變更ニ含蓄スルコトハ、人民ノ請願ナリ、裁判所ナリ、縣廳ナリノ申出ニ基キ詮議ヲ致シマシタ、全ク登記請求人ノ便宜ヲ圖ッタノデアリマス

○谷澤龍藏君(百六十一番) 一寸質問シマス、此第一ニ行政ト司法トノ管轄ガ異ナルガタメニ此管轄ヲ變更セヌナラヌト云フコトハ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアル、ドウシマシテモ是ハ變更セネバナラヌコトデハアリマスルガ、併ナガラ元ト此神奈川縣ノ如キハ、同シ處アリマシタカラ、何カ少シ都合デモ定テ、何カスルヤウナ都合デ、此前途ニ司法上ノ便利ヲ望ムト云フコトハドウシテモ出來マセヌモノデゴザイマスカ、何カサウ云フコトヲ御取調べニデモナタタコトガアリマスレバ御説明ヲ願ヒタク、ソレカラ第一ニハ、此第一ガ此司法、行政管轄ヲ異ニスルカラ不便アルデ、管轄ヲ變ヘラレル位デアリマスカラ、後ノ分ハ定テモウ少モ行政ト司法トノ管轄ヲ異ニスルヤウナ場合ハアリマセヌデゴザイマスカ、此二ツト、ソレカラモウ一つハ、是ハ司法部デ御答ガ出來マセヌカラ出來マセヌカラ少シ分リ兼ネマスガ、此神奈川縣ノ舊管轄デアツタ所ノ此監獄トカ、警察トカト云フヤウナモノ、處分ハ、ドウ云

フヤウナ鹽梅ニ處分スルコトニナシテアリマスカ、或ハ歩合マデモ割戻シテシマツテ……何トカ云フ處分法モ分リマスナラバ之ヲ伺フテ置キタイ、此三ツノコトヲ……

○政府委員(清浦奎吾君) 御答致シマス、第二ノ御問カラ述べタ方ガ便宜トシタ通り、裁判所竝ニ地方廳杯ニ照會ヲ致シテ、管轄ヲ變ヘルト云フコトガ便宜デアラウト云フノニ基キ詮議ヲ致シマシタノデス、序ニ申述ベテ置キマスガ、此村方が御覽ノ通り、表ニ澤山出テ居リマスルガ、是ハ一寸御覽ニナシテモ見惡クカラウト思フノテス、ソレデ私が別ニ寫シタモノデ、黒字ト朱字デ見易イヤウニ拘ヘタモノガアリマスカラ、委員會ニワレヲ其儘提出致シマス、餘程村方ノ小サイ點デゴザリマスカラ、一々申上ゲテモ餘程混雜ヲ致スト考ヘマス

○新井臺君(四十八番) 説明ヲ求メマス、前橋裁判所ノ區域ノコトモ矢張出テ居リマスガ、利根川ヲ跨イテ、高崎ト前橋トアリマスガ、西群馬ノ北部ニ屬スル部分ハ前橋ノ方ニ組込ンデアリマスガ、是ハ單ニ登記請求人ノ便利ヲ當局者ガ圖ルト云フ譯ア、斯ウ云フ變更ヲシタノデスカ、或ハ地形上ノ關係等ニ依テ斯ノ如ク致サレタ意味モ含シテ居リマスカ、又當局者ガ登記請求人ノ便利ヲ圖ルタメニシタト云フ理由ニ見エテ居リマスガ、其管轄内ノ村方村方ノ登記請求人ガ、サウ云フ希望ヲ裁判所ニ申述ベテ、斯様ニナシタノデスカ、同テ置キマス

○政府委員(清浦奎吾君) 御答ヲ致シマス、前橋管轄ノ西群馬郡ノ内、桃井村ト云フノガ高崎管轄ノ西群馬郡ニ這入ルコトニアツテ居リマス、是モ前ニ述べマス通、全ク登記請求人ノ便宜ニ基ク調デゴザイマス、總テ此管轄變更ニ含蓄スルコトハ、人民ノ請願ナリ、裁判所ナリ、縣廳ナリノ申出ニ基キ詮議ヲ致シマシタ、全ク登記請求人ノ便宜ヲ圖ッタノデアリマス

○議長(楠本正隆君)

御質問モ盡キマシタニ依テ、次ハ日程ノ第一、特別委員ノ選舉

### 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(八十二番) 此選舉ハ九名ニシテ、議長ノ指名ニ任シテ、尙本議事ヲ致シマシタ、此第一ニ行政ト司法トノ管轄ガ異ナルガタメニ此管轄ヲ變更セヌナラヌト云フコトハ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアル、ドウシマシテモ是ハ變更セネバナラヌコトデハアリマスルガ、併ナガラ元ト此神奈川縣ノ如キハ、同シ處アリマシタカラ、何カ少シ都合デモ定テ、何カスルヤウナ都合デ、此前途ニ司法上ノ便利ヲ望ムト云フコトハドウシテモ出來マセヌモノデゴザイマスカ、何カサウ云フコトヲ御取調べニデモナタタコトガアリマスレバ御説明ヲ願ヒタク、ソレカラ第一ニハ、此第一ガ此司法、行政管轄ヲ異ニスルカラ不便アルデ、管轄ヲ變ヘラレル位デアリマスカラ、後ノ分ハ定テモウ少モ行政ト司法トノ管轄ヲ異ニスルヤウナ場合ハアリマセヌデゴザイマスカ、此二ツト、ソレカラモウ一つハ、是ハ司法部デ御答ガ出來マセヌカラ出來マセヌカラ少シ分リ兼ネマスガ、此神奈川縣ノ舊管轄デアツタ所ノ此監獄トカ、警察トカト云フヤウナモノ、處分ハ、ドウ云

### 第三 害蟲驅除豫防法案(政府提出)

(左ノ議案ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一條 害蟲驅除豫防法

○議長(楠本正隆君) 九名ノ議長指名ニ御異議ナイト認メマス、即チ久保九

兵衛君、外三名ノ提出案ヲ同委員ニ付託シマス、次ハ第二、害蟲驅除豫防法案ノ第一讀會——朝讀ハ略シマスル、農商務大臣榎本武揚君

第一讀會

第二條 驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類及驅除豫防ノ方法ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム  
又其ノ旨ヲ農商務大臣ニ具申スヘシ  
第三條 害蟲田畠ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ府縣知事ハ豫  
ハ臨時驅除豫防ノ方法ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直  
メ期限ヲ定メ該田畠ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ  
前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキハ府縣知事ハ市町村費ヲ  
以テ之ヲ行ヒ市町村ヲシテ該作人ヨリ其ノ費用ヲ徵收セシムルコトヲ得  
其ノ費用ノ徵收ニ關シテハ市制第百二條及町村制第百二條ヲ適用ス  
第四條 害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若クハ害蟲田畠以外ノ  
地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ府縣知事ハ市町村費ヲ以テ  
驅除豫防ヲ行フコトヲ得  
第五條 府縣知事ハ前條ノ驅除豫防ノ爲三市町村ニ命シテ夫役ヲ市町村全  
部又ハ一部ノ田畠ノ作人及所有者ニ賦課セシムルコトヲ得  
夫役ハ害蟲ノ種類ニ依リテ田又ハ畠ニ區別シテ賦課スルコトヲ得  
夫役ノ賦課ハ段別又ハ地價ヲ以テ準率ト爲スヘシ  
夫役ハ各別ノ率ニ據リ小作人自作人及地主ニ賦課スルコトヲ得  
本條ノ場合ニ於テハ市制第百二十三條及町村制第百二十七條ヲ適用セス  
第六條 府縣知事ハ驅除豫防ノ爲メ必要アルトキハ市町村費ヲ以テ溝渠ヲ  
設ケ又ハ農作物、薬草ヲ拔葉若クハ燒棄スルコトヲ得  
本條ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定ヲ適用ス  
第七條 驅除豫防ノ必要ヨリ生シタル損害ニ對シ被害者ハ賠償ヲ要求スル  
コトヲ得  
第八條 土地所有者、管理者又ハ使用者ハ官吏及其ノ指揮ヲ承クル者ノ其  
ノ地ニ入り驅除豫防ニ從事スルヲ拒ムコトヲ得ス  
第九條 府縣知事又ハ郡長ハ必要ナル場合ニ於テハ府縣稅(地方稅)又ハ郡  
費ヲ以テ第三條第四條第六條ノ費用ヲ補助シ若クハ驅除豫防ニ必要ナル  
器具ヲ給與シ又ハ貸與スルコトヲ得  
第十條 蟲類以外ノ動物ト雖農作物ヲ害スルトキ又ハ害スルノ虞アルトキ  
ハ府縣知事ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ此ノ法律ヲ適用スルコトヲ得  
第十一條 第三條ノ場合ニ於テ府縣知事ノ命令ニ從ハサル者ハ五錢以上一  
圓九十五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス  
第十二條 第六條及第八條ニ依レル官吏若クハ其ノ指揮ヲ承クル者ノ行爲  
ヲ妨害スル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金又ハ十一日以上二十日以下ノ  
重禁錮ニ處ス  
第十三條 此ノ法律ハ北海道、沖繩縣其ノ他市制町村制ヲ施行セサル島嶼  
ニ之ヲ施行セス別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十四條 此ノ法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス  
(農商務大臣子爵復本武揚君演壇ニ登ル)  
○農商務大臣(子爵復本武揚君) 本案提出ノ理由ヲ一言致シマス、蟲類ガ農  
作物ヲ荒シマスルコトハ、恰モ病ガ人畜ヲ損ヒマスルト同様デアリマシテ、  
其蟲害ノ種類ニ依リマシテハ、殆ド流行病ニ異ナラヌ程ノ慘毒ヲ逞シウ致シ

○マルスルコトガ往々ゴザリマスル、故ニ政府ハ明治十八年ニ内務農商務二省ノ  
方法ヲ差示シマシタガ、不幸ニシテ十分ノ結果ヲ見ルコトガ出来マセナシダ  
ト申スモ、畢竟右ノ達ニハ種々ナ缺點ガゴザリマシテ、其一二ヲ擧ゲマスレ  
バ、例ヘバ害蟲ノ驅除豫防ヲ農民ガ怠リマシタル節ニ、強イテ之ヲ決行セシ  
ムルコトガ出來マセヌ、又ハ驅除豫防ニ必要ナル歩役割付ケ方ノ規定ガゴザ  
リマセヌ、又ハ害蟲ガ蔓延致シテ參リマル道筋ヲ斷切リマルニ必要ナル  
溝ノ掘割、若クハ蟲害傳染ノ虞アリマル物件ノ拔棄、燒棄等ヲ強イテ行ハ  
セマスルコトガ出來マセヌ、斯様ナル缺點ガゴザリマスルニ就キマシテ、今般  
本案ヲ發布シテ右ノ缺點ヲ補ヒ、竝ニ農產保護ノ實效ヲ收メント欲スルノデ  
アリマス、宜シク諸君ノ御協賛ヲ請ヒマス  
○谷澤龍藏君(百上六十一番)一寸、大臣デモドナタデモ宜シウゴザイマス  
ガ、説明ヲ請ヒタイト思ヒマス、此法案ニ就キマシテ、第一此作人坏カラシ  
テ、費用ヲ徵收スルト云フコトデアリマス、ソレカラ町村ノ費用デサス、又地  
方稅ノ必要ナ場合ニヘ、府縣知事ノ地方稅デ出サス、郡長モ出サス、此三ツ  
ニナカッテ居ルヤウデアリマスガ、ソレ第一ニ此作人等カラ負擔シマスル、  
一個デ負擔シマスルノハ、ドノ邊マデノ程度デ出スモノデアルカ、又此第九  
條ノ府縣知事、郡長ハ必要ナル場合ト云フ、此必要ナルト云フコトハ、ドノ  
位ノ程度カラシテ、地方稅ヲ以テ府縣知事ハ出サスト云フコトニナリマス  
カ、此凡ソ作人等ガ自辨ヲスルトキニハ、ドノ邊マデノ程度デアル、又地方  
稅デ必要トシテ支出スルハ、如何ナル程度ヲ超エタトキニ必要デアルカ、或  
ハ地租ノ制限ヲ超エタトカ云フ、何トカ程度ガアリマシタナラバ、其程度ヲ  
聽イテ置キタイ  
○政府委員(藤田四郎君) 簡單デゴザイマスカラ、是カラ答へマス、此作人  
ニ賦課致シマスルニ就キマシテ  
(政府委員農商務省農務局長藤田四郎君演壇ニ登ル)  
○政府委員農商務省農務局長藤田四郎君「演壇ヘ出ラレルヤウニ願ヒタイ」ト呼フ  
○政府委員(藤田四郎君) 御答ヲ致シマスルガ、此地方ノ費用、即チ府縣  
費、又ハ郡費、又ハ町村費ノ割合ノ事ハ、ドウカト云フ御尋デゴザイマスガ、  
是マデ各府縣ニ於キマシテ此蟲ノ驅除ヲ致シマスルニ就キマシテ、極縝密ナ  
ル方法ニ依リマシテ驅除ヲ致シマシタ場合ヲ見マシタ所ガ、事實上ニ於キマ  
シテハ、一段歩ニ對シテ凡ソ一圓位ノ金ヲ掛ケマシタナラバ、全ク其病ヲ驅  
除スルコトガ出來ルト云フコトニ、今マテノ各府縣ノ調査ニ依リマスルトナッ  
テ居リマス、ソレデ是ハ極ク極端ノ一番多イトキヲ見マシタノデゴザイマ  
スルカラ、實際ノ所ニ至リマシタナラバ、或ハ其三分ノ一、四分ノ一デ濟ム  
方法ニ依リマシテ驅除ヲ致シマシタ場合ヲ見マシタ所ガ、事實上ニ於キマ  
シテハ、一段歩ニ對シテ凡ソ一圓位ノ金ヲ掛ケマシタナラバ、全ク其病ヲ驅  
除スルコトガ出來ルト云フコトニ、今マテノ各府縣ノ調査ニ依リマスルトナッ  
テ居リマス、ソレデ是ハ極ク極端ノ一番多イトキヲ見マシタノデゴザイマスガ、  
是スルカラ、實際ノ所ニ至リマシタナラバ、少ナクモ  
收穫致シ得ベキ所ノ石高ノ凡ソ一割位ト云フモノハ儲ケ得ルコトガ出來マス  
ル、即チ之ヲ相場ニ致シマシテ、一石七圓トシテ二石穫レルト見マシタナラ  
バ、凡ソ二割、二圓八十錢位ノ益ヲ得ルヤウニナリマスルノデゴザイマス、  
デ、併ナガラ此先程御尋ノヤウナ制限ノ事柄ハマダ確定ハ致シテ居リマセヌ  
ガ、是ガ極度デゴザイマスルカラ、是ヨリ下以内ニ於テ相當ノ標準ハ持ヘル

ト云フ考ヲ持テ居リマス、又郡費、府縣費ト云フモノニ就キマシテハ、ソコラノ制限ニ關係ヲ及シマス、自然幾何ノ賦課ヲスル場合ガ地方々々ニ依リマシテ出來ルデゴザイマセウ、固ヨリ是等ノ事ハ地方ノ状況ニ依リマスルコトデゴザイマスカラ、未ダ是ダケノモノヲ郡費デ出スト云フコトノ規定ハ未ダ定メナイ、ソレヲ定メマスルハ、時々伺ノ上決スルヤウニナラウト思ヒマス、左様御承知ヲ願セマス

○喜多川孝經君(百六番)私モ、一寸、此案ニ就イテ御尋致シマス、此案ハ至極結構ナ案デゴザイマスルガ、此案ヲ見マスルト、唯蟲害ダケノ動物性ノ害ヲ豫防シ、及驅除スルヤウニナツテ居リマス、病害ニシテモ殆ド蟲害ト相均シキモノガアルヤウデゴザイマスノニ、病害ヲ驅除シ豫防スル方法ハ加ツテ居リマセヌノハ、ドウ云フ一體コトデゴザイマス

○政府委員(藤田四郎君)御答ヲ致シマス、此法律ハ蟲ダケノ事デゴザイマシテ、或ハ其他植物性ノ病ノモノニ於キマシテ害ヲ致スコトモゴザリマセウガ、是等ノコトニ就キマシテハ、未ダ研究ノ途モ盡シテ居リマセズ、又驅除豫防ヲスル方法モ十分明ナモノモゴザンスマイト思ヒマス、自ラ是等ノ事ハソレ等ノ試験ヲ經マシタ上、或ハ必要ガ參リマシタラ、自ラ法律ノ制定ヲ必要トル場合モアルダラウト思ヒマス

ノ真丁類十良君（一百四十一番）質問到ミ、ノルカ、此蟲害ト申シ、ノハ、多ク各縣アタリデゴザリマシテモ、先づ其田方ニ生ズル所ノ稻蟲デアルトカ、或ハ何デアルトカ、隨分澤山ゴザイマセウガ、田方ニ生ジマスルモノヲ以テ多シトスルト云フコトデアル、畑方ニ生ジマスル近頃桑畑ニ尺蠖ト云フモノガ生シテ、養蠶ヲ致スモノガ大層難澁ヲ致ス有様デアル、デ、此養蠶ヲ致シマスル所ノモノハ、年々歳々尺蠖ヲ拾取ッテ居リマシテカラ、多分ノ費用ガ掛カルノデゴザイマス、又此田方ニ生ジマスル所ノ稻蟲デアルトカ、或ハ何トカ云フヤウナモノハ、隨分地方稅ヲ以テ之ヲ驅除致シタト云フコトモゴザイマシタケレドモ、其尺蠖ノ如キモノニ至リマシテハ銘々デ取ルト云フ如キコトニナツテ居ルデゴザイマスルガ、此害蟲ト云フモノニナツテ参リマスルト、詰リ畑方ニ生ジマスル桑ニ著キマス尺蠖ト云フモノモ、即チ是ニ籠ツテ居ル御考デゴザイマセウカ、或縣ノ知事ノ如キハ、是ハ自分デ取レヨリ外ニ仕業ハアレマヘ、省蟲ノ如キハ、故入ガ多イカラ地方稅ヲ要スルモ

可ナリデアルケレドモ、詰リサウ云フモノニマデ出來ヌト云フコトヲ言ッテ  
居ル、一言御尋ヲシマス

○政府委員(藤田四郎君) 御答ヲ致シマス、唯今尺蠖ト申シマスノデスカ、  
桑畠ニ生ジマス蟲デゴザイマス、是等ノヤウナモノニ就キマシテハ、地方  
ノ狀況ニ依リマシテ、或ハ町村ノ負擔ニ歸スルコトモアルデアリマセウガ、  
元ト三條ニモ規定シテゴザンスル通り、先づ第一ニ義務ヲ即チ作人ニ負ハシ  
テゴザンスルカラ、自ラ其地方ノ狀況ニ依リマシテ、町村全體ニ負擔セシム  
ルノハ或ハ穩カデナイヤウナモノニ就キマシテソレ／＼今御話ノヤウニ、個  
人ヲシテソレ／＼驅除セシメルト云フ場合モ起ルデアラウト思ヒマス、併シ  
其事柄ガ今御話ノヤウナ鹽梅ニ、著シキ場合ニナシテ來タリシテ、到底作人ノ  
ミノ力デヤルコトガ出來ナイヤウナモノガアリマストキニハ、自然町村ナリ、  
又町村ノ負擔ニ堪エナイコトガ起ルデゴザイマセウ、或ハ郡費、府縣費ヲ以

テ補助ペレコト毛起レダラウト思ニマタ

○芦塚省三君(百十三番) ワシモ一ツ質問ヲ致シマス、第四條ニ田畠以外ノ地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ、市町村費ヲ以テ驅除、豫防ヲセネバナラヌト云フコトガアリマス、果シテ田畠以外ノ地ニ於キマシテ則チ官有森林ノヤウナ場所ニ害蟲ガ發生ヲシ、或ハ蔓延ヲ致シマシタ際ニハ、是モ矢張市町村費ヲ以テ驅除、豫防ヲセネバナラヌト云フコトデアリマセウカ、現ニ我縣ニ於キマシテモ六七年前ナドニ於キマシテ、松山ニ彼ノ松蟲ト云フモノガ澤山發生ヲ致シ、ソレカラ大變ニ諸山ニ蔓延ヲ致シマシテ、松山城ノ繁茂シテ居ルノモ殆ド枯死スルト云フ位ナ景況ヲ呈シタコトモアルノデゴザイマス、ソレニ依リマシテ大變我縣城ニ於キマシテハ、一時一方ナラナイ心配ヲ致シ、一ト方ナラナイ費用ヲ出シテ之ガ豫防ニ盡力ヲ致シタコトガゴザイマスガ、果シテ將來ニ於テモ此等ノ事ハナイトモ保證サレマスマイト思ヒマス、デ、若シ今後ニ於キマシテモ右様ナ事ノアル場合ニハ、官有地ナドニ於キマシテ——官有地ノ山林ニ於キマシテ、右ノ災害ガゴザイマスルトキハ、官費ヲ以テ豫防、驅除ヲ致スト云フノコトデゴザイマセウカ、ソレニモ拘ラズ市町村費ヲ以テ驅除、豫防ヲセネバナラヌト云フコトデゴザリマセウカ、一應伺シテ置キタ

意ニ出ヅルヤウナコトニナシテ居リマシテ、素ヨリ此蟲ガ田畠ニ關係ヲ及ボ  
サナイ蟲デアレバ驅除ハシナインデゴザンスルガ、山林ナリ其他ノ所ニ於キ  
マシテ、田畠以外ノ所ニ起リマシタモノデ、田畠ニ害ノアル蟲ガ起リマシタ  
時ニハ、勢ヒ相當ノ防ギヲセネバナラヌ、其場合ニ於キマシテ或ハ町村費ヲ  
以テ之ヲ豫防スルト云フコトモアルデゴザンセウ、又官有地ナドニ於キマシ  
テサウ云フモノガ起リマシタト云フヤウナコトデゴザイマスレバ、ソレハ官  
有地ニ於キマシテモ、人ノ困ルコトヲ捨テ、置クト云フ譯ニモ行キマスマイ  
デゴザイマスカラ、ソレハ蟲害ニ依リマシテハ、相當ノ防ギ方ヲ付ケルコト  
ハアルデゴザンセウト思ヒマス

○田中島雄君(百二十八番) 議長指名  
〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕  
○議長(楠木正隆君) 前例ニ從テ議長ノ指名ニ御異議ナ  
次ハ第五市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案ニ移  
代理佐竹正詮君

第五 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

國偉加功年員教校學小立村町市

第一讀會ノ續篇

特別委員長報告

○議長（楠木正隆君）前例ニ從ツテ議長ノ指名ニ御異議ナシト認メマス——次ハ第五、市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案ニ移リマス——委員長代理佐竹正詮君

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
馬雄君(百一十八番) 議長指名  
賛成々々ト呼フ者アリ

石議案ノ審査ヲ付託ス  
ニ一十八番) 議長指名  
ト呼フ者アリ

大英特別委員會選舉

卷

衆議院議事速記錄第二十一號

明治十九年二月六日

害蟲驅除豫防法案 第一讀會

右議案ノ審査ヲ付託スヘ半特別委員ノ選舉  
國庫補助法案 第一讀會ノ續

二九七

ニ致シマス、此市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案ニ就キマシテハ、既ニ委員長、理事ノ選舉ノ事ハ過日議長ヨリ御報告ニナツタ通デゴザイマスガ、其此法案ニ就キマシテ、委員會ハ兩度開キマシテゴザリマス、而シテ既ニ御配付致シマシタ此報告ノ通りニ、詰リ第五條ノ朱書ノ通、及第六條ニ於テモ朱書ノ通ニ修正致シマシタ次第デゴザリマス、其第五條ノ「若クハ學校編制ノ變更」ト云フ文字ヲ挿入致シマシタノハ、マア原案ニ依ツテ見マスルト、唯此學校ノ廢止ニ依ツテ他ノ學校ニ轉任シタル場合、又ハ同一ノ理由ニ依リマシテ退職シタル後ニ、三十日以内ニ他ノ學校ニ就職シタルモノハ勤續ノ例ニ依ルト云フ趣意デアタノデゴザリマスルガ、サウシマスルト此學校編制ノ變更等ニ依ツテ他ニ轉任ヲシマシタリ、或ハ退職致シマシテ、三十日以内ニ他ノ學校ニ就職致シタト云フヤウナ者ニハ、此學校廢止等ニ依ツタ同ジ理由デアリガラ、此恩澤ニ浴スルコトガ出來ナイト云フ不公平ナ場合ガ生ジマスルニ依ツテ、ソレデ學校編制ノ變更ト云フヤウナ場合ニ他ニ轉任シマシタリ、或ハ退職シタル後ニ他ノ學校ニ就職致シマシタ者ハ、矢張學校廢止ノタメニ轉任シ、若クハ他ノ學校ニ就職シタル者ト同様ニシナケレバナラ此スト云フ趣意ヲ以テ、此五條ハ修正致シマシタノデゴザイマス、ソレカラ此三十日トアリマスノヲ、六十日トシマシタノハ、何分三十日デハ餘リ短カ過ギルト云フ點カラ、他ノ學校ニ就職シマス場合ガ餘り短イタメニ、之ヲ六十日トシタ方ガ宜シト云フ意見デ、斯ノ通修正致シマシタノデ、ソレカラ第六條ノ方ハ、原案ニハ此兵役ヲ終リタル後ニ、更ニ元ノ學校デゴザリマス、同一ノ學校ニ在勤シタトキニハ、前後ノ在職年數ハ矢張勤續ノ年數ニ通算スルト云フコトニ規定ニナツテ居リマスケレドモ、ドウモ此兵役ニ服スル教員ハ、御承知ノ如クニ師範學校ヲ卒業致シタ者デゴザイマスレバ、僅ニ六週間位ノ兵役デ済ミマスケレドモ、其他ノ教員ニナツテ見マスルト、モット長タメニ兵役ニ服シマシタ教員ガ歸ツテ來マシタ際ニハ、既ニ其不足ヲ補ッテ、矢張當リ前ノ兵役ニ服サナケレバナラスト云フコトニナツテ居リマスカラ、長ク兵役ニ服シテ居リマス間ニ、元ト奉職致シテ居リマシタ學校デハ、其教員ノ不足ヲ補ハナケレバナラスト云フ場合ガアラウト思フノデ、ソレガタメニ兵役ニ服シマシタ教員ガ歸ツテ來マシタ後ニ九十九日ニ就職シタル時ハ、前後ノ在職年數ヲ前ノ勤續年數ニ計算スルト云フコトニ致サヌケレバナラスト云フ意見カラ、則チ此同一ノ學校ニ再任ト云フ文字ヲ削ッテ、唯其所ニ期限ヲ附シタノデアルノデス、兵役ヲ終タ後ニ九十九日ニ就職シタル時ハ、前後ノ在職年數ヲ前ノ勤續年數ニセヌガ、別ニ少數者ノ意見トシテ出テ居リマシタ、即チ此第一條ニ就イテハ、委員會ニ於テモ頗る議論ノアツタコトデゴザイマシタ、故ニ委員會ノ模様ヲ御報道致シテ置カウト思ヒマス、此第一條ノ「同一學校ニ勤續スル者云」ト云フコトニ就イテ、委員中ニ於テハ矢張此同一學校ト云フ文字ハ取テ仕舞ハナケレバ不都合アルト云フ、議論ガ出マシテアリマシタガ、遂ニ委員會ノ多數ハ、假ニ教員社會ノ實況ヲ觀察シテ見マスルト、兎角種々ナ事情カラ同ジ學校ニ奉職ヲセヌデ、始終轉勤ヲスルト云フヤウナ弊ガ目下行レテ

○田中鳥雄君(百一十八番) 少々委員長代理ニ御質問申シマスガ、此法案ノ第十條ニ在リマスル所ノ本年ノ十月ヨリ之ヲ施行スルト云フニ就キマシテハ、金額ハ何程ヲ要シマスカ、之ヲ一ツ、ソレカラモウ一ツハ、是ハ五箇年目ニ増加シテ往クコト、存ジマスガ、詰リ之ヲ二回施行シテ、是ヨリ十五箇年タツ時ニナツテ、何程ヲ國庫ヨリ補助スルコトニナリマスカ、ソレヲ⋮⋮○佐竹正詮君(九十番) 御答致シマス、其邊ノ事ハ、委員會ニ於テモ質問モアリマシタガ、委シク記憶ハ致シマセヌガ、十月一日ヨリ施行致シマスル際ニハ、九万幾千圓カ要スル皆デゴザイマス、尙委シヨコトヲ御尋ニナリケレバ、政府委員ニ御質問ニナリタイ、ソレカラ此滿十五箇年勤續スル當時ニ方リマシテ要スル金額ハ、六十六万幾千圓ト記憶致シテ居リマス

○田中鳥雄君(百一十八番) 宜シ  
(金岡又左衛門君演壇ニ登ル)  
○金岡又左衛門君(百六十四番) 諸君、私ハ少數者ノ意見ヲ報道致シマス、少數者ニ於キマシテハ、豫テ御手許ニ御配付ニナツテ居マスル通、第一條ヲ修正致シタノデゴザイマス、サウ致シマシテ、第一條以下ノ事ハ則チ委員會ノ修正ニ於テ決シタ通リアルノデゴザイマシテ、即チ此第一條ノ「正教員及准教員ニシテ五箇年以上同一學校ニ勤續スル者ニハ」ト云フ、即チ其「同一學校ニト云フ五字ヲ削除スルト云フ、斯ウ云フ意見デゴザイマス、而シテ委員會ニ於キマシテ、政府委員ハ此案提出ノ理由トシ、目的トスル所ヲ御述ニナツタ所ヲ承ハリマスレバ、一ツノ目的ガアルト云フコトデアル、其一ツノ目的ハ、此法ヲ實施シテ一般ノ小學教員ヲ優待シテ、往クミハ將來ノ子弟ヲシテ、小學教員ニナリタイト云フ精神ヲ誘導スルト云フコトデアル、今一ツハ、成ルベク教員ヲシテ同一學校ニ奉職セシメタイト云フ、此二ツノ希望ヲ以テ、此案ヲ提出シタト云フコトデアリマシタ、而シテ此第一條ヲ見マスレバ、政府委員ガ言ハレル所ノ一般ノ教員ヲ優待スルト云フコトハ少シモナクシテ、之ヲ同一學校ニ五年以上勤續シテ居ル者ニ限ツテ、此年功加俸ノ金ヲ遣ルト云フコトデアル、シテ見レバ、決シテ一般ノ小學教員ヲ優待スルモノデナイト云フコトハ明カデアルト思フノデス、ソレカラ又政府委員ハ、小學教員ノ屢々轉任スルノハ甚ダ憂ヘラレテ、其轉任スル原因ト云フコトニ就イテモ御述ニナリマシタガ、成ル程此轉任ト云フコトニ就イテハ色ニ其原因モアリマセウガ、是ハ大別シテ見タラバ凡ソニツデアラウト思フ、其第一ニハ、教員が自動的ノ運動ニ出テ、轉任スルモノト、又ハ已ムヲ得ザル結果ノタメニ轉任ヲ命ぜラル、モノトノ二ツニ歸スルアラウト思フ、而シテ自動的ニ出ルトハドウ云フコトカト云フト、例ヘバ或ル學校ニ居リマシテ、到底此學校ニ長ク居ツテモ増給スルト云フ見込ガナイ、ソレ故ニ自ラ運動ヲシテ、他ノモウ少シ月給ノ宜イ所ニ出ヤウト云フ考デ自ラ増給ノ口ヲ求メマシテ、サ

ウシテ轉任スルコトハアル、斯様ニ致シマシテ甲カラ乙へ轉任シ、乙カラ  
丙ニ轉任致シマシテ、例ヘバ元ノ學校ニ居リマシタトキニ七圓ノ月給デ居タ  
モノナラバ、一度モ三度モ轉任シタ後ニ十圓ノ俸給トナツタノデアリマ  
ス、サウ致シマシテソレハ五年若クハ六年間ニ、七圓ノモノガ輒轉シテ十  
圓ノ月給ト云フコトニナツタトシマシタ時分ニハ、此規則ニ依レバ同一學校  
ニ九箇年間満足ニ居ッテ、ソレデ漸ク七圓取ッテ居タ者ハ、一圓五錢シカノ恩  
給金ヲ貰フコトハ出來ナイ、然ラバ九箇年間満足ニ同一學校ニ居ッテ、獨リ一  
轉任スルト云フコトハ、是ハ分リ切ッタコト、思ヒマス、ソレ故ニ此規則ヲ  
實行致シマシテモ、到底サウ云フ月給ノタメニ目ヲ著ケテ輒轉スルモノナラ  
シテ五年若クハ七年間ニ三圓ノ月給ヲ増スコトガ出來タナラバ、此規則ノタ  
メニ今日運動シタ者ト雖モ、將來ニ於テ矢張運動シツ、シテ、轉任ヨリ一  
圓五錢ト云フモノデアルトシタナラバ、決シテ將來ニ於キマシテ自ラ運動  
バ、其同一學校ニ尻ガ落著クト云フコトハ出來ナイコトデアラウト思フノデ  
ス、ソレカラ最モ今一ツ——今一ツニ就キマシテハ、此規則ガ最モ不完全  
デアルト思フデス、ト云フモノハ自働的ニ出テ、轉任スルト云フモノナラ  
バ、自暴自棄ト致シマセウ、併シ己ガ此學校ニ居テ、永ク其學校ニ教師トナッ  
テ居ラウト云フ心デ、專心一意ニ教育ノ事ニ勉勵シテ居リマシテモ、不幸ニ  
シテ郡長ナリ知事ト云フモノハ、其郡若クハ全縣下ノ教員ノ配置上、已ヲ得  
ズ其教員ニ轉任ヲ命ズルコトハ實地ニ於テ往々アルコトデアラウト思フノ  
デス、其場合ニ其教員ハ其學校ニ居リテ四年一箇月ト云フ歲月ヲ経ク、最  
早此恩典ニ預ラウトスル矢先キニ、突然知事カラ轉任ヲ命ゼラレタ場合ニ  
ハ、其教員ノ心ハ果シテ如何デゴザイマセウ、ソレ故ニ斯ノ如キ者ニ向シテ  
ハ、何等ノ制裁ヲ以テ、何等ノ方法ヲ以テ、其者ニ恩典ヲ與ヘルト云フコト  
ヲ此一條ニ規定シテナイト云フノハ、此第一條ノ最モ不完全ナル所ト思フデ  
ス、即チ自暴自棄ニアラズシテ、縣廳ヨリノ命令ニ依シテ、四年一箇月ト云  
フモノヲ勤續シテ居タ既得權ヲ、知事ノ命令ノタメニ消滅スルト云フ場合ニ  
ナツタナラバ、此規則ガアルタメニ却テ一般ノ教員ハ不平心ヲ抱クヤウニ  
ナツテ少モ實地ニ效能ノナイコトニナラウト思ヒマス、故ニ之ヲ要スルニ、  
吾ミ少數者ノ意見ニ於キマシテハ、縱令同一學校ニ奉職シテ居ラナクトモ、  
永ク教員ノ職ニ從事シテ居タ者ニハ、均シク此年功加俸ノ優遇ヲ與ヘルモノ  
ハ、實ニ至當ナコトデアラウト思フノデス、又斯ノ如キ事ヲ致シマシテコソ、  
セラル、所ノ、今日ハ正教員ハ五万七千ト云フ數ニ對シテ、二万有餘人ノ闕  
員ガアルト云フ、此闕員ヲ補フニハ今申シマシタ通ニシテ其教員ノ闕員ヲ補  
マシテコソ、始メテ教員ノ志望者ト云フモノハ續々出テ來ルモノデアラウト  
思フデス、サウ致シマシテ斯ノ如キ事ニ致シテ始メテ先達テ文部大臣ガ希望  
セラル、所ノ、是ハ聊委員會ノ意見ノ大略デゴザイマス  
ラシタ譯デゴザイマス、是ハ聊委員會ノ意見ノ大略デゴザイマス  
○中村克昌君(百七十一番) 少數者ノ意見ト云フコトニ就イテ御尋致シマ  
ヒマス、何レノ學校へ轉任ラシテモ年功ヲ以テ則チ加俸ヲ與ヘルト云フ御説ノヤ  
ウニ承リマシタ、シテ見ルト此年功加俸ト云フ精神ニ甚ダ背戾致スヤウニ考

○佐々木政父君(七十五番) 本員ハ御尋致シタイ、此少數者ノ意見ノ如ク、同一學校ノ勸續ノミナラズシテ、一般ノ勸續ト云フモノニ年功加俸ヲ支給スルト云フコトハ、無論斯ウシナケレバナラヌト云フコトハ、少數者ノ意見ニ賛成スル者デアリマス、就キマシテハ此第五條デゴザイマスガ、學校ノ配資ニヨリ他ノ學校ニ轉任シ、又ハ同一ノ理由ニヨリ退職シタル云々ト云フ、是ハ勢ヒ少數者意見ノ如クスルナラバ、之ヲ改正セヌケレバナラヌモノデアル(「其通」ト呼フ者アリ)是ハ畢竟スルニ原案ノ大體ノ同一學校ト云フ趣意ニヨリマスカラ、此學校ノ廢止若クハ學校ノ編成ノ變更ニヨリテ轉任ト云フコトハ必要デアルガ、併シ一般範圍ヲ廣クスル以上ハ、第五條ノ字句ヲ修正シナケレバナラヌモノト本員ハ信ズルノデアル、是等ノ缺點ノタメニ少數者ノ最モ必要ナル意見ノ消滅スルヤウナコトガアツテハイカヌト存ジマスカラ、少數者ノ之ヲ改正セラレンコトヲ御照會申スノデアリマス、ドウ云フ御考デアリマスカ

○金岡又左衛門君(百六十七番) 御答致シマスガ、少數者ノ意見デハ、此第五條トハ矛盾セヌ積リデ、矢張第五條ハ是デ宜イ、ト云フ者ハ第五條ハ學校ノ廢止、或ハ編成ノ變更ニ依シタ場合ヲ規程シタモノデアル、故ニ第一條ノ同一學校ト云フ制限ヲ取ルト云フコトニ少シモ關係ハ持ツテナイカト思フ、先刻モ其事ニ就イテ御話ヲ承ッタコトモアツテ、餘程研究シテ見マシタガ、是ハ差支ナイコトデアラウト云フ、私ハ意見ニアリマス

○佐々木政父君(七十五番) 唯今御答ニ依レバ、差支ナイト云フコトデアリマスガ、實際差支ガアリマス、假令……

(「ワシナ質問ハナイト呼フ者アリ」)

○議長(楠本正隆君) ワレハ逐條ニ及シテ御意見ヲ……小室重弘君

○小室重弘君(八十八番) 私ハ此處デ、登壇スル必要ヘアリマセヌカラ……

○議長(楠本正隆君) マダ質問中ニアリマス

○河野岩吉君(百七十三番) 少數者ノ御意見ニ就キマシテ質問致シマスガ、同一ノ學校デナクテ宜イト云フコトカラシテ考ヘルト、例ヘバ九州ノ學校デ勤メテ居ツル八ヶ、關東ノ學校ニ專勤シテモ勤賣シタモノゾアレ、ツレニ衣ツ

テ即チ此年功加俸ヲ與ヘルト云フコトニナル、サウスルト是ガ儲勤績ト云フコトが實際デ行ハレルカ、辭表ヲ出シテ辭シタト云フタモノ、即チ之ニ年功加俸ノ恩典ヲ蒙ルコトが出來ナイコトニナルヤウニ見エル、ソレ等ニ就イテハドウ云フ御考デアリマスカ、如何ナル遠方デモ實行ガ出來ルト云フノデアリマスカ

○金岡又左衛門君(百六十番) 辭職シタモノハ、勤續年限ガ切レル、ソレカラ他ノ學校へ出レバ新ニ數ヘナケレバナラヌ

○河野岩吉君(百七十二番) 尚御尋申シマスガ、同一學校デ勤メタイト云フテモ、郡長ヤ知事ガ勤メサセナイ場合ガアル、斯ウ云コトデアルガ、是ガ若シモ知事ヤ郡長ガ、此五字ヲ削レバ專斷ハナイト云フ御考デアルカ

○金岡又左衛門君(百六十番) イヤ、ソレ故ニアナタノ仰セラル、如ク、同一學校ニスルト、知事ヤ郡長ガ、其學校ニ居タクテモ、即チ教員ノ配置上、已ムヲ得ズ轉任スルコトガアル、甚ダ教員ニ對シテハ殘酷ノ法律ト言ハナケレバナラヌ、ソレ故ニ同一ノ學校デナクテモ、勤續シテ居ル以上ハ、即チ恩

惠フ與フルト云フノデス

○河野岩吉君(百七十二番) 併ナガラ郡長ヤ知事ガ、之ヲ專斷デ免職シタトキハドウスル、ソレガ分ラヌ

○金岡又左衛門君(百六十番) ソレハ郡長カ知事ニ聞カナケレバ分ラヌ、サリナガラ免職スルト云フコトナラバ、教員ノ職務ヲ辱カシムル行爲ヲシタカラ、其者ニ向クテ……

○河野岩吉君(百七十三番) モウ宜シイ、分リマシタ

○木村誓太郎君(二百七十番) 政府委員ニ質問致シタイ、第八條ノ精神ヲ伺ヒタイ、第八條ニ依ルト、教員ノ寄付金ト云フモノハ或ハ禁ジテ居ルガ如ク

見エル、市町村或ハ町村學校ノ組合、又ハ區カランテ寄付ヲ是非セイト云フコトナラバ、教員本人自ラガスルハ差支ナイト云フ精神デアルカ、少シ解釋ニ苦シムカラ御尋シマス

(政府委員文部省普通學務局長木場貞長君演壇ニ登ル)

○政府委員(木場貞長君) 木村君ニ御答致シマス、今日市町デ支給シテアル

實際額ハ、辭令面ノ俸給額ト往々違ツテ居ルト云フコトヲ屢々發見シマス、ソレデ年功加俸等ヲ與フル場合ニハ是ハ是非絶タナケレバナラヌ因テ此條ヲ設ケマシタ次第ゴザイマスガ、寄付ニ依リマスルト種々ノ弊ガ出タルガルカラ、勅令、省令ノ規定ニ依リテ許スコトハ格別、サモナイ以上ハ禁ズル精神デアリマス、寄付ヲ許シテモ宜イ場合ハ、勅令、省令ヲ以テ明ニ定ムル積リデアリマス

○折田兼至君(百三十六番) 一寸政府委員ニ質問致シマスガ、本員モ第一條ノ同一學校ト云フコトニ就イテ、御尋ヲ致シマスガ、他府縣ノコトハ存シマセヌガ、鹿兒島縣下ニ於キマシテハ、大抵學校ノ經濟ト云フモノガ、一村一學區トシテ經濟ヲ持ツテ居ル處ガ多イ、一村ニ少ナイ處モ凡ソ四箇所、五箇所、多イ所ハ八九箇所モ學校ガアル、其一學區内ニ教員ガ、或ハ各學校ノ經濟ノ都合ヤ彼是デ、又ハ教員ノ事情等ニ顧ミテ、一年又ハ二年ヅツトシテ、轉勤ト云フコトデハナイガ、交代見タヤウニ、甲ノ學校ノモノガ乙ノ學校ニ行キ、乙ノ學校ノモノガ甲ニ行クト云フ

ヤウナ方法ヲ執ツテ居ル處ガアル、此法律ニ依ルト、同一ノ學校デアリマセヌ斯様ノモノハ、遂ニ此法律ノ恩恵ニ與ルコトガ出來ナイト云フ結果ニナラナケレバナラヌ、而シテ此教員ノ配置ハ、教員ガ自ラ望ンデスルノカト云フト、決シテサウデナイ、即チ此事情トカ、或ハ經濟ノ都合ヨリシテ、其學校ヲ監督スル所ノ村役場ノ稟申ニ依テ、當局者ガ——郡長ガ右様ノ交代勤務ト云フコトヲサセル處ガアリマスガ、サウ云フ處ハ如何ナサル積リデアリマスカ、ソレヲ御尋申シマス

○政府委員(木場貞長君) 御答致シマス、今ノ御話見タヤウナ事柄ノアルハ、最モ教育上忌ムベキコトデアルカラ、ソレ等ノ弊ヲ脱シタイト思ヒマス、全ク進歩ノ途ヲ閉デマシテハ、勵ミ上ニ害ヲ與ヘマスカラ、轉任ハ禁ズルデハナイケレドモ、全ク轉任サセヌヤウニ方針ヲ取リタイ、必要モナニニ轉勤スルハ、教育上ニ少カラヌ害ヲ與ヘマスカラ、左様ナコトハナイヤウニ致ス精シテゴザイマス、從ツテ是迄ノ學校ニ於キマシテ、若シ同シ區域内ニ於キマシテ轉勤シタ人ガアルナラバ、氣ノ毒デアルガ、此恩典ヲ受クルコトガ出来マセヌ

○折田兼至君(百三十六番) 政府委員ノ御答辯ノヤウニ、或ハ轉勤ヲサセルト云フコトハ、私共モ教育ノ進歩上害ノアルト云フコトハ存シテ居リマスガ、或ハ其地方ノ當局者モ前申スヤウニ、一學區内ノ事情ドウシテモ轉勤サセナケレバナラヌト云フコトデ、我鹿兒島縣ノ如キハサウ云フ狀態ニナツテ居ル、併シ當局者ハ如何様ノ事情ガアツテモ轉勤ハ決シテサセナイト云フ御考デアルカ、是マテノ轉勤ハ決シテ自ラ望ムノデナク、市村郡ノ當局者ガ

色ミノ學校ノ事情カラ必要ト認メテ、仕來ツテ居ルノデアルガ、ソレハ許サヌト云フノデアリマスカ

○政府委員(木場貞長君) 御答致シマス、轉任ノ必要ヲ感シマスコトハ、体給ノ關係ヨリ起ル場合ガアル、ソレデ少ナクモ是丈ノコトハ、年功加俸法案ノ結果トシテ防ギ得ル——九分通リ防ギ得ル、斯ウ云フ積デアリマス

○議長(楠本正隆君)

最早大體論ニ移リマス、反對贊成ノ兩名ノ通告ガアリ

マス、田中鳥雄君

(田中鳥雄君演壇ニ登ル)

○田中鳥雄君(百二十八番) 諸君、私ハ此市町村立小學校教員年功加俸國庫補助——此法案ニ大體ニ就イテ反對スルモノデアル、實ニ此法案ハ過般モ文部大臣自ラ登壇サレマシテ、要領ノ御説明モアリマスシ、又委員會ニ於キマシテモ、大體ニ就イテ反對ノ御論ト云フハ、速記錄ヲ調ベテ見マシテモナイカト承知シマス、左様ナル所ノ大ニ諸君ノ御贊成ノアル所ノ案ニ對シテ、私ガ反對ヲ致スノハ甚ダ如何シキコトニハ考ヘマスケレドモ、併シドウシテモ一言愚見ヲ陳述シテ、諸君ノ御考案ヲ請ハナケレバナラヌカト私ハ考ヘマスカラ、不辯ナガラ愚見ノ在ル所ヲ述ベ置キマス、此本案ニ對シマシテ文部大臣ノ演説セラル、所ノ要旨ト云フモノハ、目下正教員ガ三万七千五百人デ、大約二百人位ノ教員ノ缺乏ヲ感シテ居ル、之ヲ防グノ一ノ方法ニナリハシナカ、次ニハ唯今モ頻ニ御辯論ノアリマシタ所ノ、ドウモ教員ガ轉校シテモ教員ヲ優待致シテ、成ルベク同一ノ校ニ勤續サシタイ、是ガ一ノ理由、モウ一つハ、小學校

フノガ——此三點が最も此案ノ主要ナルモノデ、此年功加俸補助法案ガ出ダモノト考ヘル、私ニ於キマシテモ、此二ツノ缺點ト云フモノハ、或ハ今日アリマセウト考ヘル、併シ其方法ニ至シテハ、此法案ハ甚ダ當ヲ得て居ラヌモノト私ハ考ヘル、何故ナレバ、私ガ一言述べマシタナラバ、諸君モ御同感デアラウト思フガ、凡ソ子弟ノ教育タルモノハ、其父兄タルモノ、義務——教育スペキ義務ト云フモノガアル、第二ニハ町村ト云フモノハ、今日ハ昔ノ町村トハ達ヒマンテ、町村ノ自治ト云フモノガアリマセウ、自治即チ獨立ト云フモノガアル、此父兄ニ於テハ子弟ヲ教育スルノ義務ガアリ、町村ニ於テハ町村ノ獨立ノ精神ガナクテハイカヌ、然ル所、此案タルヤ町村ノ獨立ヲ妨げルト云タテモ宜イ、何程カ獨立ノ精神ヲ失ハセル形ガアル、又父兄ニ於キマスト云フト、子弟ノ教育ヲスル義務ヲ何程カ薄ラグルト云フ嫌ガアルト考ヘル(「ドウ云フ譯デト呼フ者アリ)ドウ云フ譯ト云フト、町村ノ獨立トナレバ、決シテ他ノ干渉ヲ受ケナイ、第一番ニ何ガ獨立デアルト云フト、町村デ役場ヲ拵ヘテ役人ガアル、或ハ學校ヲ拵ヘテ學校ノ教員ガアル、其教員ノ費用ヲ出スト云フト、最モ獨立ノ骨子トナルモノデアル、然ル所國庫カラ何ノ裕餘ノ金ガアツテ、斯ウ云フ補助ヲ致スノデアラウト私ハ思フ、是ハ則チ町村ノ獨立ヲ傷ケルモノト私ハ信ズル、然ラバ則チ前ノ文部大臣ノ言フ三ツノ缺點ガアツテ、如何ニシテ此缺點ヲ救ツテ宜イカト云フト、他幾ラモ良法ガアル、即チ如何ナル法カト云フト、其町村ニ於キマシテ、學校資本金ヲ募集シテ、十分ニ教育スルノ力ト云フモノハ附ク、茲ニ至リマスト云フト此說明ニアリマス所ノ町村ノ力ノ如何ヲ見ルト云フコトハ、惜イカナ文部省ニ於テ未ダ御穿鑿ガ足リナイト私ハ思フ、此小學ノ事タルヤ、明治ノ初年ニ於キマレテ始メテ布カレ、而シテ其當時ニ於テ、各地ニ於テ教済トシテ學校ノ資本金ヲ募集シタ、然ル所ガ、其當時ハ今日ノ如クニ產物ガ開ケズ、又一方ニ於テハ、地租改正ト云フ一大困難ナ所ノ、費用ノ非常ニ掛カル、年月ヲ要スル仕事が起シテアル、其當時ニ於テモ可ナリニ學校ノ資本金ハソレノ資本金ヲ募集シテ今出來テ居リマス、或ル部分ニ於テハ出來ナニ町村ガアル、是ハ何ダト云フト、其當局ノ——其町村ノ吏員、或ハ有志者、次ニハ郡長、縣知事ト云フ人ガ、唯世話ガ届カヌ、勸誘ガ届カヌ、何ヲ以テ私ハ其町村ノ學校ノ資本ガ出來ルカト云フト、近ク例ヲ引イテ申セバ、昨年ノ戰爭ニ就キマシテ、鄉里カラ出タ軍人ノ歡迎ノ事ニ就イテモ一例ニナル、彼ノ時ノ費用ハ如何デアルト云フト、出征シマシタ所ノ軍人ノ歡迎ノ費用ト云フモノハ、ドウ積ムテモ各地ニ於テ地租ノ十分ノ二位ハ出シテアル、其中デ其地方ノ景況如何ト云フト、別ニソレヲ出シタカラト云タテ、其地方ノ出金シタモノガ苦情ヲ鳴ラスデモナシ、相當ニ出シテ宜イト云フ考テ出金致シテ居ル、サスレバ此必要ナル所ノ教員ノ給料モ、時世ニ應ジテ増サケレバナラヌ、從クテ資本金モ募集シナケレバナラスト云タテ注意致シマスレバ、立ロニ此資本ハ出來ルモノト考ヘル、斯ウ論ジテ見マスルト云フト、此年功加俸ヲ國庫カラ補助シヤウト云フノハ、方法ノ求メ所ガ違シテ居ル、殊ニ此租稅トシテ國庫ニ取ル所ノ金ト云フモノハ、ナカク人民ノ手ヨリシテ國庫ニ這入ルマデハ種々費用ガ掛リマス、先刻モ質問シタ所ガ、本年ノ月末ニ於テ支給スル所ハ、殆ト十万圓バカリノ金デアルト云フコトデアル、是ハ最初ノ事デ、十五

簡年過ギテ後ハ、六十六万圓以上ノ金ニナル、サウスルト國庫ノ收入ニ於テモ實ニ一ノ注意スペキ所ノ巨大ノ金ト云ハナケレバナラナイ、或ル一項リマセウト考ヘル、併シ其方法ニ至シテハ、此法案ハ甚ダ當ヲ得て居ラヌモノト私ハ考ヘル、何故ナレバ、私ガ一言述べマシタナラバ、諸君モ御同感デアラウト思フガ、凡ソ子弟ノ教育タルモノハ、其父兄タルモノ、義務——教育スペキ義務ト云フモノガアル、第二ニハ町村ト云フモノハ、今日ハ昔ノ町村トハ達ヒマンテ、町村ノ自治ト云フモノガアリマセウ、自治即チ獨立ト云フモノガアル、此父兄ニ於テハ子弟ヲ教育スルノ義務ガアリ、町村ニ於テハ町村ノ獨立ノ精神ガナクテハイカヌ、然ル所、此案タルヤ町村ノ獨立ヲ妨げルト云タテモ宜イ、何程カ獨立ノ精神ヲ失ハセル形ガアル、又父兄ニ於キマスト云フト、子弟ノ教育ヲスル義務ヲ何程カ薄ラグルト云フ嫌ガアルト考ヘル(「ドウ云フ譯デト呼フ者アリ)ドウ云フ譯ト云フト、町村ノ獨立トナレバ、決シテ他ノ干渉ヲ受ケナイ、第一番ニ何ガ獨立デアルト云フト、町村デ役場ヲ拵ヘテ役人ガアル、或ハ學校ヲ拵ヘテ學校ノ教員ガアル、其教員ノ費用ヲ出スト云フト、最モ獨立ノ骨子トナルモノデアル、然ル所國庫カラ何ノ裕餘ノ金ガアツテ、斯ウ云フ補助ヲ致スノデアラウト私ハ思フ、是ハ則チ町村ノ獨立ヲ傷ケルモノト私ハ信ズル、然ラバ則チ前ノ文部大臣ノ言フ三ツノ缺點ガアツテ、如何ニシテ此缺點ヲ救ツテ宜イカト云フト、他幾ラモ良法ガアル、即チ如何ナル法カト云フト、其町村ニ於キマシテ、學校資本金ヲ募集シテ、十分ニ教育スルノ力ト云フモノハ附ク、茲ニ至リマスト云フト此說明ニアリマス所ノ町村ノ力ノ如何ヲ見ルト云フコトハ、惜イカナ文部省ニ於テ未ダ御穿鑿ガ足リナイト私ハ思フ、此小學ノ事タルヤ、明治ノ初年ニ於キマレテ始メテ布カレ、而シテ其當時ニ於テ、各地ニ於テ教済トシテ學校ノ資本金ヲ募集シテ今出來テ居リマス、或ル部分ニ於テハ出來ナニ町村ガアル、是ハ何ダト云フト、其當局ノ——其町村ノ吏員、或ハ有志者、次ニハ郡長、縣知事ト云フ人ガ、唯世話ガ届カヌ、勸誘ガ届カヌ、何ヲ以テ私ハ其町村ノ學校ノ資本ガ出來ルカト云フト、近ク例ヲ引イテ申セバ、昨年ノ戰爭ニ就キマシテ、鄉里カラ出タ軍人ノ歡迎ノ事ニ就イテモ一例ニナル、彼ノ時ノ費用ハ如何デアルト云フト、出征シマシタ所ノ軍人ノ歡迎ノ費用ト云フモノハ、ドウ積ムテモ各地ニ於テ地租ノ十分ノ二位ハ出シテアル、其中デ其地方ノ景況如何ト云フト、別ニソレヲ出シタカラト云タテ、其地方ノ出金シタモノガ苦情ヲ鳴ラスデモナシ、相當ニ出シテ宜イト云フ考テ出金致シテ居ル、サスレバ此必要ナル所ノ教員ノ給料モ、時世ニ應ジテ増サケレバナラヌ、從クテ資本金モ募集シナケレバナラスト云タテ注意致シマスレバ、立ロニ此資本ハ出來ルモノト考ヘル、斯ウ論ジテ見マスルト云フト、此年功加俸ヲ國庫カラ補助シヤウト云フノハ、方法ノ求メ所ガ違シテ居ル、殊ニ此租稅トシテ國庫ニ取ル所ノ金ト云フモノハ、ナカク人民ノ手ヨリシテ國庫ニ這入ルマデハ種々費用ガ掛リマス、先刻モ質問シタ所ガ、本年ノ月末ニ於テ支給スル所ハ、殆ト十万圓バカリノ金デアルト云フコトデアル、是ハ最初ノ事デ、十五

○小室重弘君(八十八番) 諸君、此少數者ノ意見ニ對シテ私共ハ反対ノ考ヲ持ツテ居リマス、而シテ委員會ノ修正案ヲ甚ダ至當ナモノト考ヘテ居ル、極テ簡單ニ述ベテ置キマスガ、此少數意見ノ如キハ、駁倒スルニ吹ケバ飛ブガ如キ意見ト思シテ居ル、其事ハ此案ノ中ニ就イテ能ク考ヘテ見ラレヨ、勤續ト云フ文字ヲ抜イテ仕舞シテ、而シテ同一ノ學校ニ勤續スルト云フコトヲ此案ノ中カラ除イタナラバ、所謂骨抜キ鱈、煮テ以テ食フシデアル、五箇年同一學校ニ居ルト云フコトハ、年功加俸ノ精神デアル、骨髓デアル、年功加俸ノ上ニ於テ最モ必要デアルノデアル、全體學校ノ教員が從來腰掛ケ教員ト世ノ中ニ唱ヘラレテ、殆ド下宿屋ニ出入スルガ如キ事柄デ、學校ニ入ルコトガアル、ソレガタメニ此教育上ニ非常ノ害ガアルト云フコトハ、我ミガ常ニ賭テ居ル事實デアル、今ドナタカノ説ニ、教員が自カラ月給ノタントニナルコドヲ求ムガタメニ、甲ノ學校カラ乙ノ學校ニ轉任スルモノガアル、ソレガ若シ五箇年ニ満タズシテ四年十一箇月デ轉任スルトスレバ、我ミガ常ニクルコトガ出來ヌヤウニナクテ氣ノ毒デアルト言ハレタ、ソレハ算盤ヲ執ッテ見ルト分ル話デアル、例ヘバ茲ニ十圓ノ教員ガアツテ、十二圓ノ處ニ轉任スルトセバ、寧ロ年功加俸ヨリタントナ給金ヲ取ルコトガ出來ル、則チ五箇年勤續ノ十圓ノ教員ハ、年功加俸一圓五十錢、即チ十一圓五十錢ニシカナラヌ、然ルニ十二圓貰フトスレバ、却テ其人ハ轉任シタガタメニ自分ノ給金ヲゴザイマセウカ、若シ然ラバ寧ロ國庫カラ全國ノ學校ノ教員ニ月給ヲ増シテ

ヤル、即チ教員俸給ノ増加案トカ云フモノニシテ出スガ宜シイ、サウデハナク、斯ノ如クニ五箇年間一ツノ學校ニ勤續シタモノニヤル、若シ此勤續ト云フコトヲ除ケバ、不人望デ其學校ニ居レバ、其學校ノ生徒ガ歸服セヌト云フ

教員ガゴザリマシタナラバ、其人ガ逐出サレル、ソレカラ他ノ學校ニ轉任シテモ、ソレデモ尙ホ同一ノ學校ト云フノヲ除ケバ、サウ云フ者デモ年功加俸ヲ受クルコトガ出來ルコトニナル、ドウデゴザイマセウ、コンナ分ラヌ事ハナイ、ソレカラ金岡君ノ說ニ、知事ガ教員ヲ配置シタリ、學校ニ配リ當テル

上カラ、則チ他働的ノ異動ノタメニ、此加俸ニ加シテ往クコトガ出來ヌノハ甚ダ氣ノ毒デアルト云フ、一應御尤ノ說デアルガ、ソレハ既ニ救シテアル、第五條ニ「學校ノ廢止若クハ學校編制ノ變更ニ因リ他ノ學校ニ轉任シ云々」トアツテ、斯ノ如キモノハ加俸ヲ受クルコトガ出來ル、即チ此五條ニ據シテヤツテ往ケバ別ニ差支ナイ、知事ノ配置ト云フコトモ此範圍内ニ加ヘテ解説シテ往クコトガ出來ルト思フノデアル、ソレ故ニ私共ハ少數者ノ意見ノ如ク、一般ノ者ニ加俸シテ往クト云フコトニハ決シテ服スルコトガ出來ヌ、田中君ノ御說ノ如キハ私ハ能ク聽クコトヲ誤フタカ知ラヌガ、斯ウ云フ說ガアツタヤウデアル、町村ノ獨立ノ精神ヲ失フトカ、或ハ父兄教育ノ義務ヲドウスルトカ、斯ウスルトカ云フヤウナ御說デアツタガ、ソレハ一ト擱ニ言フト、田中君ノ御說ハ國立教育ト云フコトヲ打毀シテ、則チ市町村ト云フモノヲ教育の治外法權ノ範圍ニ措イテ、獨立的ニスルト云フノデアル、若シサウスルト一切ノ組織ヲ變へナケレバナラヌト云フコトニナルカラ、斯ノ如キ說ニハ吾モノハ與ミスルコトガ出來ナリ、要スルニ私共ハ此委員會ノ修正案ヲ可トスルモノニアリマス、簡單ニ述べテ置キマス

(「討論終結」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 討論盡キタリト認メマス、決議ヲ採リマス、該案ニ對シテ二讀會ヲ開クコトニ同意ノ諸君ハ起立

起立者

多數

○議長(楠本正隆君) 大多數、二讀會ヲ開クコトニ決シマス  
○吉本榮吉君(八十二番) 直ニ二讀會ヲ開カレントコトヲ希望シマス、序ニ申上ゲマス、是ハ反對ノ說モアツタガ、何レモ反對ノ說ニハ感ズルヤウナコトモナイ、サウスルト少數者ノ意見ト委員長ノ報告トニシニ止ル故ニ、讀會ヲ省略シテ確定議ヲセラレシコトヲ希望シマス

(「賛成タク」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 讀會ヲ省略スペシト云フ吉本君ノ動議ニハ御異議ナイト認メマス、議題ハ朗讀ヲ省イテ、第一條ヨリ第四條ニ至リマス

案ヲ提出シマス

市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案(政府提出) 確定議  
○佐々木政久君(七十五番) 先刻第五條ニ付イテ申出シマシタ少數者ノ意見ヲ採ルトスレバ、第五條ニ修正ヲ加ヘヌケレバナラヌ、ソレニ就イテノ修正案ヲ提出シマス  
○議長(楠本正隆君) 佐々木君、其場合ニ於テ登壇ヲ促シ申シマス、今ハ遂

條ニナシテ居リマス、折皆サンニ茲ニ御注意マデニ申シマスガ、少數者ノ意見ハ、議場ノ参考ノタメニ意見ヲ述ブルコトヲ得ルガ從來ノ慣例デアル、其

意見ヲ議場ニ提出スルニハ、定數ノ賛成ヲ求ムルガ順序デアル、即チ少數者ノ意見ニハ二十名ノ賛成ガナケレバナラヌ、賛成如何ヲ調査致シマス

(「賛成タク」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 即チ少數者ノ意見ハ議題ト爲リマシタ、茲ニ決議ヲ採リマス

○真下珂十郎君(二百四十二番) 本員ハ少數者ノ意見ニ就イテ、少シク意見ヲ述ベタトイ思ヒマス

○議長(楠本正隆君) 其席デ宜シ

○真下珂十郎君(二百四十二番) 先程田中君ヨリ申出サレテ御說モゴザイマシタケレドモ、此父兄ノ義務デアルカラヤラナケレバナラヌ、又町村ハ自治ノ精神トシテヤラナケレバナラヌト云フ御說デゴザイマスガ、本員モ是ハ賛成

タル、併ナガラ今日ノ學校ノ有様ト云フモノヲ顧ミマスルナラバ、教員ノ減ジテ居ルガタメニ、政府モ其事ニハ氣ガ附カレテ年功加俸ト云フ案ヲ提出サレ

タル、併ナガラ今日ノ學校ノ設立シマシタ初ノ時分ニハ、舊藩士ト云フモノガ澤山ゴザイマシタルタメニ、先ヅ小都會デゴザイマス田舎ノ小都會ニハ、澤山教員ガアル、斯ウ云フコトニアルカラニ、十分ニ教員ト云フモノハ殖エタ、スカラ、政府モ十分ノ保護ヲ與ヘテ、文部省ヲ置イタ時分ハ、年々文部依託

金ト云フモノモ出ル、地方稅ノ補助金ト云フモノモ出ルト云フ工合デ、ソレガタメニ學校ハ大ニ發達ヲ致シテカラニ、十分ニ教員ト云フモノハ殖エタ、

其時分教員ノ給料ト云フモノト、町村ノ吏員ノ給料ト云フモノ比較シテ見マスルト、其時分ハ明治六七年デゴザイマシタガ、町村吏員ノ中ニテモ、區

長ノ如キハ一郡ヲ統轄シ居ルト云フヤウナ有様デ、平均百圓ノ給料ヲ取ル、副區長ト云フモノハ十五圓平均ノ給料デアルト云フヤウナコトデアリマシタ、又各村ノ戶長杯ハ年分ニ六圓位、副戶長ハ三圓位ノ給料ト云フモノト、斯ウ

云フ都合デアリマシタカラ、教員ノ方ガ大分ニ割合ガ宜シイト云フノデ、教員ニナル人が澤山アツテ、教育ノコトハズツト振フテ參ッタ云フ有様デアリマス、又此十分ニ振フテ參ッタガタメニ、政府ノ保護ト云フモノハ、段々衰ヘテ參ッテ、遂ニ斯ウ云フ時節ニナツテ來テ、文部依託金ト云フモノモ無クナリ、地方稅ノ補助金ト云フモノモ止メ、町村モ成ルベク、マア其月謝杯ヲ以テ學校ノコトヲ維持シヤウト云フ有様ニナツランデゴザイマスルカラシテ、即チ此教員ト云フモノガ、段々ソレガタメニ減シテ參ッタノデアリマス、目今ノ雜誌アタリデ論ズル所ヲ見マスルト、此教員ノ給料ト云フモノヲ

他ニ比較シテ見マスルト、船大工ガ先ツ一箇月十圓、經師屋ハ九圓、大工ハ九圓、左官ハ九圓、陶器屋ハ八圓、仕立屋ハ十四圓、石工ハ十圓、木挽ハ九圓、建具屋ハ九圓、疊屋ハ九圓、其他ニモ澤山ゴザイマスガ先づ略シマス、文武判官任ハ十二圓、モ足リナイトニナツテ居ル、教員ノ給料ト云フモノハ是ヨリ少イ、今日ハ七圓四十六錢ト云フ有様ニナツテ居ルノデ、シテ見マスルト、各府縣ノ巡査杯ノ給料ノ平均額ヨリモ低イト云フ有様ニナツテ居ル、斯ウ云フ場合デアル、是ガ一つ教員ノ今日減シタ所ノ例、又一ツハ此各府縣ノ學校ニ於キマシテ、全國師範學校ニ於テ造出シマスル所ノ生徒ト云フモノハ四千九百十七人、其卒業生ト云フモノハ九百二十五人ノ割合ヲ以テ

出来ル、デ、之フ其各小學校ニ對シ割付ケテ見マスルト、丁度卒業生一人ニ  
對シ二百五十九校ト云フ割合ニナリマス、斯ウ云フ比例ニナツテ參ル  
○小室重弘君(八十八番) 二百四十二番ノ御修正ハ、何條ノ御修正デゴザイ  
マスカ  
○眞下珂十郎君(二百四十二番) 是ハ少數意見ヲ確メルタメニ述べルノデ  
アリマス、少々御聽キ下サイ——ソレデ學齡兒童ノ數ト云フモノハ幾ラカト、  
云ヘバ、三百五十七万二千六百四十二人、之ヲ左ノ教員ニ割當テマスルト、  
教員一人ニ就キ五十三人宛ヲ受持ツト云フ割合ニナツテ居ル、又此公立學校  
ノ數ハ二万三千三百九十八ゴザイマス、之ニ從事スル教員ノ數ハ六万七千六  
百八十八人、一校ニ就イテ教員三人宛ノ割合ニナツテ居リマス、ソレデ斯様  
ニ教員ノ少ナイト云フコトハ、事實ニ依ツテ明デゴザイマス、ソレデ此各府  
縣ニ於キマシテ検定試験ト云フモノガゴザイマスルガ、檢定試験ノ合格ト云  
フモノハ殆ド四分ノ一シカ出來ナイヤウニ思フテ居リマス、デ、此檢定試験  
ト云フモノハ隨分重ウゴザイマスルガタメニ、ナカク教員ガ出來ナイト云  
フ結果ニナツテ居ルカラ、慶應義塾ノ卒業生デアルトカ、京都ノ同志社ノ卒  
業生トカ、成城學校アタリノ卒業生ガ地方ニ參ツテ教員ノ試験ヲ受ケル、斯  
ウ云フ有様ニナツテ參リマシテモナカク落第ガ多クゴザイマシテ、及第者  
ガ少ナイト云フモノハ、教育學环ニ就キマシテハ、大層高尚ナ哲學ノヤウナ  
コトヲ持出シマシタリ、又化學上ノコトデゴザイマスルト、實驗モシナケレ  
バナラヌト云フヤウナコトモゴザイマス、其實驗ヲ致シマスルニモ、一ツノ  
分析ヲ致シテ一ツノコトヲ擇ヘルト云フヤウナコトハ、專門ノ業デゴザイマ  
ス、斯ウ云フコトニ就キマシテハ又別ニ專門ガゴザイマスガ、序ニ申上ゲテ  
置キマスルノハ、檢定試験ナドニ就キマシテハ、ドウカ普通學ニ涉る人物  
ヲ以テ之ニ充テルガ宜カラウト云フ考ヘデゴザイマス、何トナレバ專門學ノ  
教員ガ幾人モ寄ツテスルト云フコトハ、大變遣り方ガ不都合ト思ヒマス、是  
ハ政府ノ吏員ニ反省ヲ求ムルノアリマス、斯ノ如キ都合ニ依ツテ、教員ト  
云フモノハ公立學校ニ五箇年以上勤ムルト云フコトニナツテ參リマスルト、  
大變ニ檢束ヲ加ヘテ參ル譯ニナル、デ、此學校ノ狀況ト云フモノハ、隨分此  
出入ト云フモノガ多イ、先づ此地方ノ教員ガ學校ニ出テ少モ動カナイト云フ  
者ハ至ツテ少ナク、他ヲ歩クト云フ人ガ多イ、往來教員ト云フヤウナモノガ  
然上カラ淘汰サレルト云フコトニナル、サウシテカラニ若シ此同一學校ニ教  
員ヲ長クシテ居ルト云フコト、ナリマスルト云フト、此郡區長ガ甲ノ學校ヨ  
リ乙ノ學校ニ移シ、乙ノ學校ヨリ丙ニ移スベシト云フ、其事柄ニ就イテ大イ  
ニ躊躇スル所ガナケレバナラヌ、又アチラカラ此方ニ移シ、此方カラアチラ  
ニ移スト云フコトヲ頻々シタナラバ、詰リ教育ハ腐敗シテカラニ、此自然ニ  
任セルト云フコトデゴザイマスルナラバ、吾ハ何ヲカ言ハンデス、自然ニ任  
セルナラバ吾ハ何ヲカ言ハンデゴザイマスガ、若モ教員ヲ乙ノ地ニ適スル人  
ヲ、丙ノ地ニ適スル人トソレは順序ヲ操替ヘマシテ、彼方此方ト交換サセ  
ルコトデゴザリマセヌケレバ、地方ノ教育ノ發達スルコトハ到底得ベカラザ  
セルコトデアル、詰リ此……(聲ガ大キクナクテハ贊成ガ出來マセヌ)ト呼フ  
者アリ、斯ノ如キコトデゴザイマスカラ、同一ノ學校ニ居ルト云フコトデゴ  
ザイマスルト、所謂教育ノ進歩が遅ウゴザイマスル、皆サン御飽キノヤウナ

語氣モゴザイマスカラ、成ルベク簡略ニ約メテ申シマス、サウシテ此斯ノ如  
ク致シタナラバ、大層教育費ガ殖エルト云フ嫌ガゴザイマセウガ、併ナガラ  
云ヘバ、三百五十七万二千六百四十二人、之ヲ左ノ教員ニ割當テマスルト、  
教員一人ニ就キ五十三人宛ヲ受持ツト云フ割合ニナツテ居ル、又此公立學校  
ノ數ハ二万三千三百九十八ゴザイマス、之ニ從事スル教員ノ數ハ六万七千六  
百八十八人、一校ニ就イテ教員三人宛ノ割合ニナツテ居リマス、ソレデ斯様  
ニ教員ノ少ナイト云フコトハ、事實ニ依ツテ明デゴザイマス、ソレデ此各府  
縣ニ於キマシテ検定試験ト云フモノガゴザイマスルガ、檢定試験ノ合格ト云  
トモノハ殆ド四分ノ一シカ出來ナイヤウニ思フテ居リマス、デ、此檢定試験  
ト云フモノハ隨分重ウゴザイマスルガタメニ、ナカク教員ガ出來ナイト云  
フ結果ニナツテ居ルカラ、慶應義塾ノ卒業生デアルトカ、京都ノ同志社ノ卒  
業生トカ、成城學校アタリノ卒業生ガ地方ニ參ツテ教員ノ試験ヲ受ケル、斯  
ウ云フ有様ニナツテ參リマシテモナカク落第ガ多クゴザイマシテ、及第者  
ガ少ナイト云フモノハ、教育學环ニ就キマシテハ、大層高尚ナ哲學ノヤウナ  
コトヲ持出シマシタリ、又化學上ノコトデゴザイマスルト、實驗モシナケレ  
バナラヌト云フヤウナコトモゴザイマス、其實驗ヲ致シマスルニモ、一ツノ  
分析ヲ致シテ一ツノコトヲ擇ヘルト云フヤウナコトハ、專門ノ業デゴザイマ  
ス、斯ウ云フコトニ就キマシテハ又別ニ專門ガゴザイマスガ、序ニ申上ゲテ  
置キマスルノハ、檢定試験ナドニ就キマシテハ、ドウカ普通學ニ涉る人物  
ヲ以テ之ニ充テルガ宜カラウト云フ考ヘデゴザイマス、何トナレバ專門學ノ  
教員ガ幾人モ寄ツテスルト云フコトハ、大變遣り方ガ不都合ト思ヒマス、是  
ハ政府ノ吏員ニ反省ヲ求ムルノアリマス、斯ノ如キ都合ニ依ツテ、教員ト  
云フモノハ公立學校ニ五箇年以上勤ムルト云フコトニナツテ參リマスルト、  
大變ニ檢束ヲ加ヘテ參ル譯ニナル、デ、此學校ノ狀況ト云フモノハ、隨分此  
出入ト云フモノガ多イ、先づ此地方ノ教員ガ學校ニ出テ少モ動カナイト云フ  
者ハ至ツテ少ナク、他ヲ歩クト云フ人ガ多イ、往來教員ト云フヤウナモノガ  
然上カラ淘汰サレルト云フコトニナル、サウシテカラニ若シ此同一學校ニ教  
員ヲ長クシテ居ルト云フコト、ナリマスルト云フト、此郡區長ガ甲ノ學校ヨ  
リ乙ノ學校ニ移シ、乙ノ學校ヨリ丙ニ移スベシト云フ、其事柄ニ就イテ大イ  
ニ躊躇スル所ガナケレバナラヌ、又アチラカラ此方ニ移シ、此方カラアチラ  
ニ移スト云フコトヲ頻々シタナラバ、詰リ教育ハ腐敗シテカラニ、此自然ニ  
任セルト云フコトデゴザイマスルナラバ、吾ハ何ヲカ言ハンデス、自然ニ任  
セルナラバ吾ハ何ヲカ言ハンデゴザイマスガ、若モ教員ヲ乙ノ地ニ適スル人  
ヲ、丙ノ地ニ適スル人トソレは順序ヲ操替ヘマシテ、彼方此方ト交換サセ  
ルコトデゴザリマセヌケレバ、地方ノ教育ノ發達スルコトハ到底得ベカラザ  
セルコトデアル、詰リ此……(聲ガ大キクナクテハ贊成ガ出來マセヌ)ト呼フ  
者アリ、斯ノ如キコトデゴザイマスカラ、同一ノ學校ニ居ルト云フコトデゴ  
ザイマスルト、所謂教育ノ進歩が遅ウゴザイマスル、皆サン御飽キノヤウナ

○議長(楠本正隆君) 第一條ノ少數者ノ「同一學校ニ」ト云フ五字ヲ削ル修正  
案、決議ヲ採リマス、右ニ同意ノ諸君ハ起立  
○議長(楠本正隆君) 少數ト認メマス——第一條ヨリ四條マデハ原案通ニテ  
御異議ナイト見テ宜シウゴザイマス  
○議長(楠本正隆君) 次ハ第五條ヨリ十條マデヲ議題ト爲シマス  
○議長(楠本正隆君) 次ハ第五條ヨリ十條マデヲ議題ト爲シマス  
○小幡儀太郎君(二十一番) 已ヲ得ズ政府委員ニ一應質問致シマス、此八條  
ニ町村學校組合トゴザイマスガ、此通デアリマスレバ甲乙トマア數校アリマ  
スル、ソレヲ云フタ鹽梅ニ相成リマセウカ、ソレデ解釋ハ宜シウゴザイマス  
カ、一應確メマス  
(政府委員文部省普通學務局長木場貞長君演壇ニ登ル)  
○政府委員(木場貞長君) 少シ聽取リ兼ネマシテゴザイマスカラ、モウ一應  
ドウカ……  
○小幡儀太郎君(二十一番) 此學校組合デアリマス、市町村、町村學校組合  
トアリマスガ、此組合ト申スノハ學校ノ組合デアリマスカ、組合ノ學校デア  
リマスルカラ承リタイ  
○政府委員(木場貞長君) 普通ノ組合ノ外ニ、町村學校組合ト云フノガ今日  
ノ制度ニ在ルノデゴザイマス、ソレデ此處デ申シマスルノハ、學校ノタメニ  
設ケラレタ所ノ町村學校組合デゴザイマスル  
○小幡儀太郎君(二十一番) ソレデハ市町村環デ一學校ヲ設ケタ……  
○政府委員(木場貞長君) 一學校、若クハ二學校摺ヘタコトモアリマス  
テ、今日ノ組合ニナツテ認可ニナツテ居リマス  
○小幡儀太郎君(二十一番) 組合學校トアリマスレバ、成ル程政府委員ノ御  
シテモ頗倒シテ居ラウト考ヘマス、ソレデ……  
○政府委員(木場貞長君) 地方學事通則ニ、法律ノ文句ガ町村學校組合トアッ  
テ、今日ノ組合ニナツテ認可ニナツテ居リマス  
○小幡儀太郎君(二十一番) 組合學校トアリマスレバ、成ル程政府委員ノ御  
シテモ頗倒シテ居ラウト考ヘマス、ソレデ……  
○政府委員(木場貞長君) 御答致シマスガ、御尋ノ精神ハ分リマシテゴザ  
イマス、ソレハ學校ノ方カラ起サズニ、學校ヲ建テ、居ル所ノ法人ノ方カラ  
數校外ノヤウニドウシテモ見エマス  
○政府委員(木場貞長君) 御答致シマスガ、御尋ノ精神ハ分リマシテゴザ  
イマス、ソレ故ニ市町村、町村學校組合ト、斯ウ受ケタノデ、

○田邊久藏君(二百四十四番)此六條ニ修正ガアリマス、本員ノ考デハ矢張政府案ノ通ノ方ガ宜カラウト考ヘマス、委員會ノ修正ニシマスルト、兵役ヲ終リタル後九十日以内ニ學校へ出テヤルト云フ精神ニナツテ居リマス、ソレデハ第一條ノ矢張同一ノ學校ニ勤續スル云々反對スル修正ニナリマス、故ニ私ハ矢張此政府案ノ通ノ方ガ宜カラウト考ヘマス。

○議長(楠本正隆君)順ヲ追テ決議ヲ採リマス、第五條ハ委員ノ修正ニ御異議ハアリマセヌカ

○草刈親明君(二百三十二番)第六條ノ修正ニ賛成シマス

○金岡又左衛門君(百六十番)此場合ニハ少シク、先程佐竹君ガ報道ニナリマシタガ、尙一應辯シテ置キタイト思ヒマス、ドウモ唯今ドナタカノ何ニハマダ少シク、六條ノ委員ノ修正ヲ能ク御分リガナカツタ故ニ、斯ノ如キコトヲ言ハレルノデアラウト思ヒマスカラ、一應六條ノ……

○議長(楠本正隆君)金岡君ハ、敷衍ヲシテ修正ノ意味ヲ御辯明ニナリマス

〔モウ分ッテ居ルカラ宜シウゴザイマセウ「ト呼フ者アリ」〕

○金岡又左衛門君(百六十番)ソンナラヨシマセウ

○議長(楠本正隆君)第十五條委員ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立

○議長(楠本正隆君)大多數——次ハ第六條、是ニハ反對ガゴザイマスルカラ、委員ノ修正デ決議ヲ採リマスル、委員ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立

○議長(楠本正隆君)是又大多數、以下ハ第十條迄御動議ナキヲ以テ、原案ノ通確定ヲ報ジマスル——是ニテ確定議ヲ報ジマスル

○吉本榮吉君(八十一番)今ノハ二讀會デアリマスカ

○議長(楠本正隆君)吉本君ノ讀會省略デ、確定ヲ報ジマシタ、次ハ第六、學校職員ノ退隱料ニ關スル法律案、該案ニハ修正モアリマセヌ、全部ヲ議題ニ供シマス、佐竹正詮君

## 第六 公立學校職員退隱料等ニ關スル法律案(政府提出)

### 第一 読會ノ續(特別委員)

○議長(楠本正隆君)別段委員長ノ報告モゴザイマセヌ

○吉本榮吉君(八十一番)委員長ノ報告ハナインデアリマスカ、ナイナラバ委員ノ報告通リ、即チ原案確定ガ宜シイノデアリマス、是ガ委員會ノ報告デゴザイマセウ、就キマシテハ讀會ヲ省略シテ、直チニ……

○議長(楠本正隆君)該案ハ讀會省略ノ動議ガゴザイマス——御異議ナイト認メマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君)而シテ茲ニ於テ御動議ナキヲ以テ、確定ヲ報ジマスル、次ハ船造材料資金ニ關スル法律案

## 第七 鎮守府造船材料資金増加ニ關スル法律案(政府提出)

### 第一 読會ノ續(特別委員)

○議長(楠本正隆君)議長(合河尙忠君)委員長合河尙忠君

(合河尙忠君演壇ニ登ル)

○谷河尙忠君(十番)御報告ヲ致シマスル、本案ハ一月十八日ニ諮詢會ヲ開キマシタ、二月一日ニ又開會ノ上ニ、其日直様決定致シマシタ、是ハ御手許ニ迴シマシタ通、本院ニ於テ可決スベキモノト委員會デハ決議致シマシタ、其理由ハ元來此法律ハ元ト帝國議會開設以前カラ、此造船材料ヲ段々引續キマシタモノデアリマシタ、明治二十二年ノ法律十九號デ現行ノ法律トナツテ居リマスル、其金額ハ物品ト現金ト併セテ、明治二十三年カラ本年度マデハ百三十二万四千幾圓ト云フモノニナツテ居リマスル、然ルニ段々此二十七八兩年ノ戰爭ノ經歷ニ依リマシタ、逆モ是ダケノ金デハ不足デアルト云フコトヲ當局者ハ認メマシタ、將來ニ向テ増額ヲ求メテ來タノデゴザイマス、其増額ハ一十九年度ヨリ二十一年度マデ三箇年ノ間ニ、此法律ニ出テ居リマスル百四十五万幾圓ト云フモノヲ増加スルト云フノデアリマスル、然ルニ此内、是迄ノ百三十二万四千幾圓ト云フモノハ百四十五万幾圓ヲ増加シテ、其内二百万圓ト云フモノハ一般ノ艦船修造ニ充ツル材料資金ニアリマスル、其餘リ七十八万圓ト云フモノハ、現在ニアル所ノ軍艦ニ對スル材料準備ノ資金デアリマス、デ是マデ段々此明治二十三年ニ基ヲ立テクデアツタ所ノ百三十二万四千幾圓デ、追々此修繕ノ間ニ合セテハ來マシタケレドモ、軍艦モ多クナリ、又此戰爭ノ經歷ニ依リマシタ、是タケノ材料ノ準備ガナケレバ、ドウシテモ安心シテ居ラレヌト云フ所ノ當局者ノ説明ヲ聽キマシテ、勿論將來ノ海軍擴張、軍艦ノ製造モ致シマシタ場合デアレバ、旁以テ政府案ノ通可決スルヨリ外アルマイト云フ、概略委員會ノ意見デアリマシテ、委員一致デ此事ハ可決致シマシテゴザイマス、ドウカ諸君ニモ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○吉本榮吉君(八十一番)是モ同様、讀會ヲ省略シテ決議ガ吉本君ニ依シテ出サレマシタ、且ツ該案ハ御動議ナキヲ以テ、確定ヲ報ジマス——明日ノ議事日程ヲ報ジマス

○議長(楠本正隆君)〔佐脇書記官朗讀〕

議事日程 第二十二號 明治二十九年二月七日(金曜日)

午後一時開議

第一 营業滿期國立銀行處分法案(政府提出)

第二 國立銀行紙幣ノ通用及引換期限ニ關スル法律案(政府提出)

第三 國立銀行營業滿期前特別處分法案(政府提出)

第四 鎮店銀行紙幣交換基金特別會計法第五條中改正法律案(政府提出)

第五 司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付)

第六 明治二十八年勅令第百四十四號(政府提出貴族院提出)

第七 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則法律案(貴族院提出)

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

明治二十九年二月七日(金曜日)

午後三時三十七分散會

第一 読會